公務執行妨害、傷害

被告人の上告趣意

裁判長、既にお手元に書類が届いて御承知の如く私は七年前謂ゆる火炎瓶事件と云うものを起して起訴された男であります。其のために第一審で懲役三年の判決を受け、それを不服として控訴し、それが控訴棄却となり更に上告したものであります。此の度最高裁判所より上告趣意書の呈出を求められましたが、只今のところ私の側には其の事に関して相談する適当な人も居りませんので自分の思うことを二、三、自己流の形式で書いて送ります。

聞くところに依りますと最高裁判所は事実の誤認、もしくは憲法に違反すること以外は審理の対象とならないそうですが私の場合、事実の誤認の点は問題ありません。唯私に下された判決が果して憲法に違反するか、どうかが問題になるのですが、正直のところ、私には其の予備知識がありません。解らないまゝに上告したのであります。

控訴棄却となつた当座、そのまゝ直に服役することは家庭の事情もあつて好ましくなかつたのです。そうして今ひとつには最高裁判所に上告して減刑、若しくは執行猶予になればと期待したから上告したに外なりません。

現在私は本当に疲れております。如何に自らが招いた結果とは云ひながら、七年の間、未決、保釈、未決、保釈と云う不安定な生活を続けて来ました。私ばかりでなく、家族の者にも大きな犠牲を強いて来たのです。此の上更に同じような生活をあと幾年か続けてゆくことは私は勿論、家族の者にとつても此の上ない苦痛なのであります。私は二度あのような間違を起すことはないと自分で信じて居ります。

出来得れば私の刑が減刑、或いは執行猶予にならんことを切に御願い致します。

以　上

一

被告人　土方宏こと　土方弘

昭和三三年(あ)第一五三七号

公務執行妨害、傷害

被告人の上告趣意

原審判決は憲法に違反する。

本件に付いて昭和三三年六月一〇日札幌高等裁判所が宣告した判決は憲法第二一条に違反するものであるから破棄すべきである。

(一) 本件集会の目的と小樽市条例第七〇号の違憲性について

(私の立場) 私は本件第一審公判中におひて、それまで加入していた日本共産党を脱党し自由な立場で独自の行動により被告人として防禦をつくしてきたものであり、現在も日本共産党の政策の政策綱領や行動方針に反対の立場をとるものであつて、従つて私は本件日本共産党小樽地区委員会が行つた所為に関してはいささかも之を弁護する気持もなく又その必要もないが、私は自分自身の為に第一審、第二審の誤れる判決に反論する為此処に本件の真実を明らかにし合せて原審判決が憲法違反を犯している事実を次の通り指適する。

(七月一五日の集会は何故開かれたか) 本件発生の昭和二七年七月一五日は日本共産党創立三〇週年記念日であり日本共産党では当時七月上旬以来この創立三〇週年を記念して全国的に各地において大衆集会、講演会、演芸会、ダンス・パーテー等々多彩な行事を行つていた事は周知の事実であり当時の新聞報導によつても証明される処である。

日本共産党は創立以来非合法時代を通じて多事多難なる運命をになつてその活動を続けてきたことは、今日、日本共産党を支持するものと反対するものの如何を問わず日本社会運動史の中で占める事実を正当に客観的評価をせねばならないであろう。

被告人大橋達

戦後の日本は新憲法によつて言論、結社、集会の自由が保証され日本共産党は合法政党として国家から認められた階級政党としての位置を確保し政治活動を行つてきたものであるが、その綱領、行動方針に基く党の性格の如何を問わず本件当時においても〝合法政党〟としての存在を法治国家において法律上容認されている以上、党が行う行事に付いては当然他の政党と同じく其の自由があると解すべきである。

従つてきわめて常識的解釈ではあるが、他の政党が結成大会又は解党大会、合同大会、或は創立何週年記念集会等これにともなう諸行事を各級党機関が各々行うと同じく日本共産党もその創立三〇週年を記念して各級党機関が各々諸行事を行う事は日本共産党自身の祝賀的意義と国民一般に対する宣伝的目的を持つものである外、特別の意図はないのであつて、これは夫婦が結婚記念日を祝い、学校や会社、団体等がその創立を記念して祝う事の通俗的ななならわしの一つに過ぎないと客観的に認められると思うのである。

従つて日本共産党小樽地区委員会が創立三〇週年党記念に当り、その記念行事として当日、市中演説会を開催する事となりかつ実行した事は、憲法において集会、言論の自由が保証されている限り何等違法行為を犯しているとは思われない。

これは日本共産党小樽地区委員会を弁護する為主張するのではなく、本件演説会に演説者として参加した（それは自発的意思に基くものではないが）私の本件被告人としては法治国家における国民の基本権に基き自己の立場を弁明すると共に本件演説会の合法性を強く主張するものである。

（本件当時の〝集会の自由〟の状態）日本共産党の創立三〇週年を記念する集会等の行事に関しては前述の通り合法的なものであり憲法において集会、言論の自由が認められている限り如何なる集会を催すもそれは同党の自由と言うべきであるが、然し本件発生の昭和二七年当時の客観情勢を度外視して本件被告人の立場を弁明する事はできない。

当時は憲法が保証する国民の基本権と実際の姿とが喰い違つていた事実について、当時の社会情勢を背景として若干述べる必要がある。

当時朝鮮においては戦火が殺戮と文化の破壊を繰返していた。こうした激突する二つの世界の国際的対立抗争の中で国内においては吉田内閣が政権を握り政府に反対する政党、労働組合、団体等に対して政府はきわめて弾圧的政策を実行していた事は決して一面的批判ではなく、当時の新聞論説等においても中立的な知識人が指適している事を以つても明らかな通りである。こうした情勢下で特に吉田内閣が「破防法」を国会に提案しその立法化を促進するに及んで〝保守対革新〟の対立はその頂点に達し左右社会党、労農党、共産党、総評、新産別、産別其の他労働組合、各種団体、弁護士会、我が国言論界の有名無名の知識人を始め新聞その他の報導機関もこぞつて「破防法」が表現の自由をおびやかすものとして反対したことは周知の事実である。

共産党以外の反対勢力は「破防法」が共産党弾圧の名の下に自由な言論、集会活動が統制される危険から、共産党は「破防法」が本来共産党の「破壊活動」を対象として処罰を加える目的の性格を露骨に示している為、これが共産党弾圧を更に促進する力となる事を恐れ各々の立場から反対運動を推進したものであつた。

この様な状態の中で〝血のメーデー〟を起点とし全国各地において暴力をともない官憲との激突が繰返される事となつた。

かくして憲法の保証する表現の自由は事実上いちじるしく制限され、言論は「物言えば唇寒し秋の風」を思わせる状態となり、集会はその完全なる自由が保証されず、朝鮮戦争を機会として地方自治体は東京都をはじめとし、中央政府の指示、指導により「公安条例」を制定し集会等を取締る事になつていた。

小樽市においては昭和二五年一二月一八日条例第七〇号、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例が作られ、小

樽市民の集会等の自由がいちぢるしく制限されたものである。

全国的に集会、集団行進等は政府、公安委員会警察当局の指示により米合衆国駐留軍の影響もあつて、反米的、反政府意図をもつものは勿論、全く非政治的な、例えば早稲田大学落語研究会の集会すらも当局によつて禁止されると言う理解しがたい事実は如何に当時の政府、取締当局が集会に制限を加え憲法が国民に保証する表現の自由を侵害していたかを知る事ができるのである。

こうした取締当局のヒステリー的態度は容共反共を問わず良識ある国民の反感をかつたものであつた。この様な状態は正常なる民主的国家の姿とは義理にも言えぬ処である。

この様な状態は主権者である国民にとつてきわめて不安なものであり我が国、民主々義にとつての危機であると断言して決して過言でなかつた。そしてこの様な異常な状態は日本を基地として朝鮮における局地戦争を遂行する米合衆国の極東政策と密接不可分の関係にあつた事は否定できぬのである。

（本件集会と火焔瓶投擲行為による傷害事件との関係）

前述した様な表現の自由が権力機関によつて侵されている社会情勢の下にあつて、表現の自由を擁護する運動は日本の民主々義の発展にきわめて重要な意義を持つものと確信する、勿論その方法は暴力をもつて権力機関と対決するのではなく平和的な啓蒙活動によつて国民世論を喚起し政府当局の反省を求めかつ責任を追及し議会を通じて政権の交代を行わしめる等、その目的実現の為あくまで合法的平和的手段方法をもつてすべきであると信ずる。

然しながら当時の日本共産党中央指導部は当時の情勢に対処する「新綱領」を前面に立て暴力的革命方式により民族解放民主革命の遂行を意図していた事は明らかである。

こうした党中央の動向は下部機関である日本共産党小樽地区委員会に影響を与えた事は当然であり、その結果、小樽地

区委員会のきわめて少数の幹部が自己の成績主義の為、下部党員の犠牲の上に本件火焔瓶投擲行為を計画、実行したものである。

然しながら本件火焔瓶投擲行為と本件集会（第一回、第二回、第三回演説会）とは厳に区別して考慮されるべきではないかと主張したい。従つて本件火焔瓶投擲行為を指導し又はその実行々為に加りたるものは傷害事件加害者としての責を負つたとしても、火焔瓶投擲行為に加担せず、単に演説会にのみ演説者として出場した私の如き被告人は単に小樽市条例第七〇号違反が問われるだけであつて、この条例も憲法に違反するものであるから私は本件において何等罪となるべき行為はないと確信するものである。

本件演説会は火焔瓶投擲を目的とした集会ではなく、党の宣伝的目的以外の他はない事は第一審証拠に照らして明らかな通りである。従つて本件演説会と火焔瓶投擲行為による傷害事件とは別個の問題として区別され取扱われるべきである。

（小樽市条例第七〇号の違憲の事実）もしこの条例が無かつたならば七月一五日の演説会は事故なく平穏のうちに終つていたことは疑いのない事である。

もしこの条例があつたとしても集会取締の為の警察官の出動がなければ本件の様な不幸な結末はなかつた事は問違いのない事である。

本件の原因は総てがこの条例にある、従つてこの条例の本質を究明する事は本件の真実発見に欠くべからざる要件である。私は当時日共産党小樽区委員会に所属し専ら合法活動に従事していたものであるが、党又はその外郭団体の主催する集

会等の行事に際し名目上の責任者として、この条例に基き小樽市公安委員会に対し集会等の許可を求める手続を行う機会を多くもつたが、集会を開催する場合には、先づ許可願用紙に必要事項を記入し小樽市警察署に出頭の上、警備課長にその集会等の目的、参加人員等について説明せねばならない、警察側の質問事項に付いても納得のゆくまで答弁せねばならない、然もこの手続を行うのに主催者は警察署に対し手数料まで支払わねばならない仕組になつているのである。

こうして公安委員会で「許可願」が審議されるのであるが全部が全部、許可になるとは限らない。私が主催者となつて提出した「許可願」が数件許可されなかつた事実もある。然も不許可の場合、公安委員会はその理由を付さない。理由なしで許可しないのである。それに対して異議の申立もできない。この場合せつかく準備した集会等をあきらめて中止するか又は「不許可」を無視して強行するかの二つしかない。

また条件付で許可される場合もある、こういう場合その条件は警察側から主催者にだされるのであるが、その集会に警察官の入場を拒否しない事、閉会の時間を何時とする事（時間の制限）閉会後デモを行わない事等の条件が申入られる、この条件を主催者が認める事によつて集会等は許可される、条件を拒否すれば許可されないのである。この様な事を私は経験してきた。

警察の条件を容れて集会を開催し警察官の臨席の下に「三鷹事件真相報告会」を行つた事もある。集会等に対する許可、不許可、条件は公安委員会と警察の根拠の全くない一方的判断によつて事務的に処理されるのである。

理由のない不許可、条件付の許可、これは一体何を意味するであろうか、憲法の表現の自由はかくも蹂躙されてきたのである。

小樽市条例第七〇号はこの様に運用されてきたのである。小樽市公安条例の如く「届出制」ではなく、あくまで「許可制」である。ところが原判決は此の点に関して『本件条例は許可の語を用いてはいるが、集会等そのものを一般的に許可制によつて抑制する趣旨ではなく、かえつて、みだりに表現の自由に干渉せずこれを制限しないことを前提とし、ただ公共の安寧秩序を保持して公共の福祉を保護する観点から、特定の場所または方法についてだけ必要かつやむを得ない最少限度の制限を附する場合があることを定めたに過ぎないものと解される』とあり結論として小樽市条例第七〇号は憲法に違反しないと断定している。

これは原判決が憲法の精神を離れて行政的立場から故意にこの条例を弁護していると言つて過言でない。

憲法の〝表現の自由〟は国民の権利である。国家権力といえどもこれを侵す事は許されないと信ずる。こうした絶対的な基本権を政府や地方自治体の都合により、あれのこれのと理由を付けて制限を加え、禁止する事は不法行為と言わねばならない。憲法のいう表現の自由とは具体的には時の政府の政策に賛同する表現も、又反対する表現も自由であるという事である。日本国民は如何なる政府にも反対を表現する自由をもつていると解すべきである。処が実際は反政府的表現については「公共の福祉」の美名の下にその自由が侵害されている現実を、裁判は公平に之を見なければならないと思う。

「公共の福祉」の乱用によつて国民の基本権が侵されるとは重大な問題である。「公共の福祉」とは決して政府や権力機関或いは特定の団体、個人の利益ではない。小樽市条例第七〇号も、「公共の福祉」「公共の安寧秩序」という着板の裏で表現の自由を侵害していた事実を見逃してはならないと思うのである。

原判決は「公共の福祉」と基本権の関係について『基本的人権は憲法に内在する公共の福祉の制限内において認められるものであり、憲法第一二条、第一三条はこのことを宣明したものと解するから集会等といえども公共の福祉に反するような不当な目的または方法に出るおそれのある場合までもなおこれを国民の自由として放任されるべきものではなく、かかる場合、公共の秩序を保持し、または公共の福祉が著しく侵されることを防止するため』このような場合、これを禁止する事ができる、と説明しているのであるが、これは公共の福祉のためならば、人権といえども法律で自由に制限できる

という憲法の精神を明らかに否定する全体主義の思想にほかならないと言わざるを得ないのである。公共の福祉とは公共の便宜とはまったく違う、公共の福祉を理由に国民の諸権利が制限できるという考え方は公共の福祉とは何かの分析を怠業する事により、実は公共の便宜と認められる資本家的利益のため人権の制限を主張する道に通じているのである。なるほど公共の便宜からみれば、デモンストレーションはうるさいし、反政府的演説会は都合が悪いに違いない、又、労働組合のストライキは不便を感じるに違いないのである。例えば私鉄の労働者がストライキを行つたとすると確かに乗客はその交通機関を利用する事ができず迷惑をするであろう、通勤人や行商人は経済的損失を免れぬであろうし、学生は通学ができず行楽客は慰安を中止せねばならないであろう、其の他、困る人達が様々な事情で多勢ある事であろう。

これが公共の福祉に反すると言うならば、労働者のストライキ権は認められないという事になるのではないか。それは労働者の権利として憲法第二八条が保証する団結権、団体行動権と矛盾し、いたずらに資本家の利益擁護となる結果となるのである。小樽市条例第七〇号は、集会、集団行進、集団示威運動というものが公共の福祉や公共の安寧秩序を侵すという偏見の下に、その防止策として取締るという形で憲法第二一条の表現の自由に対し公然と統制を加えるものである。小樽市条例第七〇号は集会等を禁止することができるし又、その手続、方法に付いても、主催者は集会等を行う七二時間前に公安委員会に対し許可を求めねばならず、従つて七二時間前には集会等を行う計画をもてるが（許可される、されないは別として）七二時間の時間的余裕がない場合、集会等は総て認められないのである。

今日思いついて明日集会を開くという事は原則的にできないのである、三日前に思いついて三日前に許可を求める手続を行わねばならない、従つてこの事は内容の如何を問わず事前七二時間以内においては如何なる集会等も全面的に禁止されている事を意味するものである。

七二時間以前にのみ集会等を開催できる道があるという事であるこの事は本件演説会と、きわめて重要なる関係をも

つている。

すなわち、本件において、日本共産党創立三〇週年記念日は七月一五日である、そしてこの日に記念演説会を開催する旨の決定をなしたのは七月一四日午後六時半頃の豊川会館における会合である、従つてすでに此の時、二四時間の時間的余裕しかないのである。よつて本件演説会の開催は小樽市条例第七〇号により小樽市公安委員会に集会許可を求める事ができない状態である事は明白である。

この事は、この条例が集会開催の自由を認めていない別の一面である。この様にして憲法に保証する表現の自由がやたらに「公共の福祉」の名によつて制限され禁止されるという事は法治国において果して許されるであろうか、私は小樽市条例第七〇号が小樽市議会の自主性に基くものではなく外部の政治的圧力と指示により成立した経過をみるとき、これは小樽市民の要求するものではない事実を発見するのである。そして本件後において良識を復活した小樽市議会が、この条例を再検討し、小樽市条例第七〇号が憲法の表現の自由を侵すものとして、昭和二八年この条例を市議会において満場一致して廃止したものである。以上の如き事実を合せて判断するに、小樽市条例第七〇号は明らかに憲法第二一条、第一一条、第九七条に違反するものであり、憲法第九八条により無効である。

従つて原判決は小樽市条例第七〇号を合憲とするから、これは憲法の精神を拒否し、法令の適用、解釈を誤つたものであり不当であると主張するものである。

(二) 事実の誤認により不当な刑罰を加えられる事は正義に反する事であり、憲法第三七条の公平な裁判を受ける権利に違反する。

(二つの自供の信用性) 私は日本国民の一人として憲法が基本的人権を保証し、刑事事件において被告人に対し公正な裁判を受ける権利を保証している事を感謝するものである。然しながら第一審、札幌地方裁判所小樽支部、第二審札幌

高等裁判所が本件について、長期にわたり審理したにもかゝわらず公正を欠く裁判を行つた事は私を失望させた。私の公正裁判に対する期待と切実な願望は、残された唯一のものである最高裁判所の正義に求める以外にはない。されば私は本件被告人として事実関係に付いて真実を供述し原判決の事実誤認が如何に裁判の公正を欠くに至つたかを申述たい。

原判決において被告人の有罪を認定する各証拠のうち、その基本をなしているものは土方被告の自供である。本件被告人一四名中、事実関係に付いて検察官に自供したのは私と土方被告の二人しかない。私と土方被告は時期こそ違うが各々検察官の面前において自ら供述し調書を作成された、この二つの自供は同一の事実に付いて内容が一致している場合もあるが、相違する場合もある、土方自供と私の自供では重要な事実に関していちぢるしく相違する供述を行つている。勿論、真実は一つしかない、私と土方被告のどちらかが故意に真実を曲げ嘘を言つている事になる。私は自分の供述は絶対間違いない正しいものであると確信すると共に、供述が自分にとつて有利、不利を問わず良心に基いて、行つたのであり検察官や警察官の圧力に屈したのではなく自主的に自供したものである事を強く主張したい。

しかるに原判決においては部分的に事実関係において、何故か土方被告の自供を証拠として採用し、私の自供を一方的に認めないという理解に苦しむ事実の認定が行われている。これは二つの自供の信用性の問題であろうが、然らば一体、私の自供より土方被告の自供の方が信用できる、という根拠は如何なるものであるか、全く理解に苦しむ、この様な一方的判断をされたのでは、裁判の真実発見に積極的に協力した私の自供は全く意味がないし、結局原判決は被告人の自供の真実性についての判断を誤つていると言わざるを得ない。

私の自供と土方被告の自供とそのいづれが信用できるか、それは先づ両者の自供に至る原因と、その経過を考慮していただきたい。

土方被告は札幌地裁小樽支部における第一審、第一回公判直後において自供したものであるが、土方被告の自供の動機

は同人が逮捕されて以来、小樽市警察署に拘置され検察官や警察官の取調を受ける中で、有形無形の圧力を加えられ、土方被告の自供が促進されたものであり、同人の考え方が外的な力によつて変えられたものである。従つて土方被告の自供は検察官や警察官の影響により行われたものであつて土方被告自身の積極的意思によるものではない。

そして、土方被告は十数回にわたり自供しており、その内容は同一の点に付いても各回の供述毎にまちまちで、いづれが真実なのか一環性がない、各回の供述は各々矛盾するものである。更に法廷においてすでに自供した部分的事実に付いて取消してみたり修正してみたり更に復元してみたり、その態度はあいまいであつて、これは土方被告が自供内容に確信のない証拠である。これは土方被告の自供が真実性がうすい一つの理由である。

私は第一審の証拠調が終る頃に自供したのであるが、私の場合は札幌拘置所小樽支所に拘置中に、本件に対する党の態度とその非民主性に反対し日本共産党を脱党する事を決意し、自分から進んで自供を申出たのである。私は自供について検察官等から何等の圧力も加えられなかつたし、自供内容は良心に従つて真実を述べ、確信をもつて事実以外の事は一言も言つていない。私は一度自供した如何なる部分についても之を取消たり修正したりはしていない。

私の自供と土方被告の自供の重要な相違点に付いて、次の通り明らかにする。

（豊川会館における会合に付いて）本件発生の前日、七月一四日午後六時頃、市内、豊川会館において党の会合があつた。出席者は私の自供は大橋（私）と福沢、池田、寺井、土方の各被告と坂本潜外数名となつており、「外数名」については特に名前を挙げていないが、この数名は被告人ではない。この点に付いて土方被告の自供では、出席者は大橋、福沢、池田、寺井、土方の各被告と坂本潜のほか、中島、柴田、長尾、高橋の各被告も同席していたとなつているが、中島、柴田、長尾、高橋の各被告は出席していなかつたと思う。然しこの点は直接私に関係ないので良いとして、同会合の内容について私の自供は要するに『当日の行動（吉田首相に対するデモの失敗）に対する批判検討と、寺井被告による翌

一五日、党創立三〇週年記念演説会開催の指示の伝達』であり、具体的には、演説会は午後六時から手宮館附近で行うこと、これは無届集会であること、演説者は大橋、大原の二人であること、指定されたものは事前に手宮公園に集合すること、以上であり、内容はこれ以外、特に火焔瓶投擲に関する発言なぞ、寺井は勿論、他の誰からも全然無かつたと言う事である。処が、土方被告の自供によると要するに『この演説会は無届集会であり警察官が取締にでてくるから、これに火焔瓶を投げつけて斗う』と言う事になつておりその実行者は『寺井被告が何か紙に書いたものを見ながら何人かの名前を読みあげ、以上の人は投下班だといい』と言う事で寺井被告が火焔瓶投擲の役割を果す特定のものを指名し、更に警察官に対する実力斗争の具体的戦術まで指示し、結局この会合に出席した全員が火焔瓶使用による斗争の戦術について之を容認したことゝなつているが、この点は、私と土方被告の自供とが最も対立し相違する重要な点である。原判決は何故かこの点に関し土方被告の右の様な要旨の自供を採用しもつて私をはじめ被告人の火焔瓶投擲に関する共謀関係を認定したものである。

豊川会館の会合に付いての「如何なる会合か」と言う証拠は二つしかない、私と土方被告の自供である。然し同会合において火焔瓶投擲の意思を出席した被告等が相通じたと言う証拠は土方被告の自供がその唯一のものである、その唯一の証拠によつて私の火焔瓶投擲共同正犯の責を負わしめているのが原判決である。

豊川会館会合に関する土方被告の自供は作意に満ちた虚構である、何故土方被告が故意にこの様な事実に反する自供をしたのかその真意は不明であるが土方被告は自供をする事によつて起る他の被告及び党からの批難攻撃に反撥を感じ、それが虚偽の自供を続ける事によつて事更他の被告の立場を不利におとし入れそれによつて他からの批難攻撃に対する抵抗を行つているのではないかとも思われるのである。

土方被告はよつて検察官に迎合し、各被告人の共謀の証拠として最も理想的な形で「豊川謀議」なるものを検察官と合

作したのではないかと疑えるのである。

土方被告が本件において自ら火焔瓶を投擲した事は真実である、これは土方被告の発意による全く個人的な単独行動ではないであろう、彼は誰かの指示によつて行つた事は明白である。然らば土方被告は誰に、どこでその火焔瓶投擲についての指示を受けたのか、この点について土方被告のみが知る真実がかくされるいる様にも思える。豊川会館においてもし土方被告の自供にある様な事実があつたとするならば同席していた私が知らぬはずがないし、私が知つていて今更真実を曲げる理由はないのである。

もし当時の日本共産党の党活動に付いて知るものならば、土方被告の自供に疑をもつに違いない、何故ならば、当時の党は非合法的な活動の一面をもつているので党員同志であつても自己の任務を他に語る事は行わなかつたものである、当時の党は鉄の規律の下に徹底した秘密主義が支配していた。例えば甲と乙の役割が違う場合、甲と乙は互いに、甲は乙の、乙は甲の役割を知らないのである。豊川会館において火焔瓶投擲に直接関係するもの、と直接関係しないものの前で指揮者、又は伝達者が火焔瓶投擲という重要な事項を打あけ、おまけに投擲実行者として「投下班」なるものを指名するなぞと言う事は党においては考えられない事である。対権力斗争の非合法的な活動を行う事があつても各々の役割に付いては全員が合議して決めるのではなく特定のものから各々の党員は自分の役割に関してのみ知らされるのであつて他のものの役割の如何に付いては知らされない事になつている。勿論、演説者なぞの公然たるものに付いてはかくす必要がないからこの限りではない。

本件において私が演説する以外、当日火焔瓶が使用されると言う事も、土方被告が投擲する事も知らなかつたのはこの為である。又、第一回演説会の現場指揮者すらも知らず、第一回演説会終了後、坂本平治宅においてそれが坂本潜である事が始めて判つたのも、こうした各々の任務分担というものが互いに判らない為である。

寺井被告が豊川会館において火焔瓶投擲の投火班なるものを指名したなぞと言う事は当時の党の常識から考えるならば正にナンセンスである。

七月一四日、豊川会館において寺井被告は記念演説会開催の事に付いては確かに伝達したが、火焔瓶の事については全然ふれなかつた。従つて私が豊川会館の会合に出席しても火焔瓶投擲に関する意思を他の被告と相通じた事にならない。誰がどこで土方被告に火焔瓶投擲の指示をしたか、それは土方被告のみが知つている事である。そして私はその事に無関係である。原判決は此の点に関し私の供述を全く認めず、土方被告の供述を証拠に私を火焔瓶投擲の共同正犯と認定したのは真実と相反し刑法第六〇条の解釈を誤り憲法の規定する罪刑法定主義を否定するものである。

裁判と言うものは常に被告人にとつて不利なもののみを優先して採用し事実の認定をするものなのか、私は学歴も無いし法律家でないから良く判らないけれども、これは裁判本来の姿ではないと信ずる。

今一度、本件記録を充分精査し、私と土方被告の自供のどちらが正しいか、どちらが客観的に正しいと認められるか、真実発見の為に努力を切望する。

（第一回演説会前後）当日午後七時頃、越前電気商会横の十間通り路上において演説会が行われた事は原判決の通りであるが、此の演説会の前後、私の行動について火焔瓶と関係する事実の認定が行われているがこの様な事実は全く無く、かつその証拠もない。

第一審においてはこの点に関し『無許可演説会を強行する右計画にもとずき被告人大原英夫、同大橋達、同土方弘、同柴田正光、同長尾陸奥雄、同中島正利、同福沢芳子、同高橋孝子、及び池田一夫、坂本潜等は右火焔瓶包を携行して同日午後七時頃同市錦町二五番地越前電気商会横の十間通り路上に集合し』とあり又、第一回演説会終了後に付いては『坂本平治方に引揚げることになり被告人大橋達、同土方弘、同中島正利、同長尾陸奥雄、同福沢芳子、同高橋孝子、及び池田

一夫等は右火焔瓶包及びプラカードなどを持つて右坂本方に集つたが』とありこの二点はいづれも第一回演説会前後において私が他の被告人等と共に火焔瓶包を携行している事になつているが、これは単に無許可演説会の強行について協議をとげただけであつて火焔瓶投擲に関しての通謀の事実はなく、また演説会場に自ら火焔瓶やプラカードを携行したことはない』と反論したところ、第二審においてはこの点に関し『すでに共謀による共同正犯が認められる以上』という前提に立つて『たとえ被告人大橋が演説会場に自ら火焔瓶やプラカードを携行しなかつたからといつてその責任に消長をきたすいわれはない』としているが、私の控訴趣意は『共謀による共同正犯』と言う前提に付いて争つているのであり、私が第一回演説会前後に火焔瓶包を自ら携行したという事は、その事によつて私が火焔瓶投擲に関しての通謀が証明されるという結果になるのであつて、従つて私が果して自ら火焔瓶包を携行したか否かは、私が本件火焔瓶投擲に関する共同正犯となるか否かを決定する重大な問題であつて第二原審判決はこの点に付いて、「私が果して自ら火焔瓶包を携行したか」については、第一回演説会開始前の事にはふれていないが、終了后に付いては『坂本平治方に引揚げる事になり被告人大橋、同土方、同中島、同長尾、同福沢、同高橋、同池田等は前記火焔瓶包およびプラカードなどを持つて右坂本方に集つた』と第一審同様の認定を行つているが、それは一体如何なる証拠に基くものか理解に苦しむ、私が火焔瓶包を携したという事は土方被告の自供にもないし、他に目撃者もなく、携行を裏付ける証拠は全く無い、然らばこれは証拠によらない〝事実〟の認定であり、こうした作られた〝事実〟は推理想像に基く一方的なものと言わねばならない。この様に事実でないと明らかに認められる事が、何の証拠もなくあたかも事実であるかの如く平然と断定されている事はおどろくべき事であり原判決が私を火焔瓶投擲の共同正犯と認定するに足る確かな根拠もなく予断をもつて、頭から私を共同正犯と決めてかゝつている如く思われるのである。

（坂本平治宅の集合）第一回演説会の終了后、被告人等が坂本平治宅に集つたが、此の時の模様について、私の自供と

土方被告の自供では又しても喰い違いが認められる。

原判決はこの点について土方被告の自供を採用し、次の如くに認めている『被告人武藤、同寺井、同大原等党指導部の者が直接演説会に参加し再び前記計画にもとずく無許可演説会を強行することとなり、ここにおいて被告人中島、同大橋、同土方、同長尾、同福沢、同高橋、同池田は被告人寺井とともに無許可演説会取締りのため出動した警察官に対しては火焔瓶を投擲しても斗うことについて互に意思を連絡し』と。

土方被告の自供は之を裏付けて『被告人寺井勝夫がやつてきて皆に「やる気があるのか」と言つたところ皆が「やる」と言つたので又、演説会をやる事になつた、そのとき被告人寺井勝夫は私に対し「火焔瓶はどうしたか」と聞いたので私は同人に対し「近くにあるから何時でも間に合う」と言つた、私が本庄方に預けた火焔瓶包以外のもう一つの火焔瓶包については被告人長尾陸奥雄であつたか氏名不詳の男であつたか判つきりしないが「近くになくて直ぐに間に合わない」と言つていたのを記憶する、なほ被告人寺井勝夫が私に「火焔瓶はいくらあるか」と聞いたので「十二、三本ある」と言うと同人はそれで間に合うと言つていた』（土方被告の検察官に対する第八回供述調書）と言う次第である。

ここで原判決が『前記計画にもとずく』とある『前記』とは豊川会館共同謀議なるものの要するに、無許可演説会開催と、火焔瓶投擲を指すのであろう、然しながら坂本平治宅においてはその様な火焔瓶投擲を意図した無許可演説会の強行に付いて通謀した事実はないし、その様な発言は誰からもなされなかつた。

意思の統一をみたと言うのは再び無許可演説会を開催すると言う事だけであつて他にはない。又、火焔瓶をめぐつて土方被告と、寺井被告が実際に土方被告の自供にある様な会話をしたかどうかと言う点であるが、仮に、寺井被告と土方被告が他人に聞えない様に耳うちして秘かに話したと言うなら私の知る処ではないが、少くとも私の知る処では両人にその様な動作は見受られなかつたし、然もこれが同席していた皆に聞える様な状態での対話は絶対にない。もつとも坂本平治

宅において私が坐つていた位置は同宅の玄関を背にしており、部屋の中で玄関に最も近い所に居たゝめ、同宅を出る時は私が一番先に出たのであり、土方被告と寺井被告は後から出た関係上、解散して私が出てしまつてから両人がこの様な会話をした事実があつたと仮定しても、それは私の知る処ではなく何等の責を負う状態ではないし、その理由もない。

この様にして、坂本宅における状況に関しては火焔瓶投擲の共謀再確認が行われたとする土方被告の自供は、検察側に迎合する彼一流の創作であり、本件真実発見を迷わせる偽証にすぎない。

火焔瓶投擲に関して被告人の共謀関係を立証せんとする唯一のものである土方被告の自供は、それが唯一のものであるだけに、より慎重に、より充分に精査の上、その自供の信用性に付いて検討を加えねばならないであろう。土方被告の自供はこの様に、真実と虚偽と思い違いの混同から成るものであり全く信用に価しないものである事を断言しておくものである。

次に、原判決は、坂本平治宅を出てからの私の行動について『被告人寺井、同中島、同大橋、同福沢、同高橋、同池田等は前記労働組合事務所から或る者はプラカードを携行してそれぞれ前記越前電気商会附近の演説会場に赴いたこと』と認定しているが、私は坂本宅を出てから単独で越前電気商会附近に行つたのであり他の被告等と労働組合事務所には寄つていない。

私が労働組合事務所に仮に寄つても寄らなくても、この様な事はどうあれ判決に直接重大な影響を及ぼさないから争う必要もない様にも思えるが、問題は、私が坂本宅を出てから他の被告と共に行動して労働組合事務所に行つた、と認定する証拠は全然なく、証拠もないのに私の行動が勝手に作られてしまつている事実である。これは前述した私の第一回演説会前後の行動に対する一方的決めつけと共に、刑事訴訟法第三一七条証拠裁判主義の原則に反するものであり犯していない罪を負わしめるものである。

（山元記者に対する共謀による傷害事件は無関係である）第二回演説会の開催中、北海タイムス社、写真記者の山元芳一が傷害を受けた事実に付いて私はこの件に付いてもまたまた共謀共同正犯にされてしまつたのである。第二回演説会の最中の事である。私が演説していると聴衆の中から突然フラッシュが光つた、私はその時、誰かが写真をとつたのだと思つた、次の瞬間私はこの演説会が無許可である事を知つているから、写真をとられたとなると無許可演説会で私が演説していたという歴然たる証拠がその写真によつて認められる事になるので、写真をとつた人からぜひとも、そのフィルムを返してもらわねばならないと思つた、ところが写真をとつた人は、私がとがめるより先に逃走したので、私は「追え」と言つた。

この時、誰かが追つて写真をとつた人を捕え、結果的には暴行を加えられた人は山元記者であつた。

事実はこれ以外にない、処が原判決は山元記者に対する暴行に付いて私は他の被告人等と共に共謀したと言うのである。原判決では私が『その演説状況を撮影したのに対し憤慨しかつ、そのフィルムを取上げる等の意図のもとに「追え」と叫ぶや、その背后にいた被告人武藤、同池田ほか一名はこれに呼応し、被告人大橋と暗黙の裡に互に暴行の意思を連絡のうえ、直ちに右山元記者を追いかけ』被告人武藤と池田、それに氏名不詳の一名との計三名で山元記者に傷害を与えたという事になつている。この際、誰が山元記者に傷害を与えたのか私は知らない、この傷害事件が起きた時、私は越前電気商会前において依然として演説を続けていたからである。処で先づ第一に原判決は私が「追え」と言つた事で『フィルムを取上げる等の意図』をもつていたと判断しているが、『取上げる等』の『等』とは後段の共謀の事実と結び付けるものであり、この場合の『等』とはフィルムを取上げる事以外のもの（暴行の意図）をふくむものと言わねばならない。これは明らかに事実と相違する。私はフィルムを取上げる意図は確かに持つていたが、それ以外の意図は全くもつていなかつた。結果的にみれば山元記者は暴行を受けたが、これは無論私の責任ではない。

事更『等』とする証拠も理由もない。次に原判決は私と被告人武藤、同池田、ほか一名が暴行の意思を連絡したと認定するものであるが。私が「追え」と言つた時、果して誰が追つたのか何人追つたのか、私は全く判らないのであるから、特定のものと暴行の意思など連絡できるわけがない、原判決はこの様な事情など全く無視している。

山元記者暴行事件に付き、私を共謀共同正犯とする原判決の根拠は全く無い。結局、私が「追え」と言つた事を暴行と結びつけ『暗黙の裡に互に暴行の意思を連絡』と言うことで、これを裏付ける何の証拠もなく一方的に決めつけているのである。共謀とは互いの意思が連絡されていなければならないのに、この具体的な事実は何等示されてはいないのである。従つて私が他の者と共同して山元記者に傷害を与える実行々為に加つた具体的事実は全く無く共同正犯の成立に必要とする客観的要素を欠くものである。

私は「追え」と言つた、それは暴行を暗示したものではい、そして誰かが追つた、その誰かが暴行を加えた、私は「追え」と言つたたつた一言の為に、その暴行の責任まで負わねばならないのか、

勿論私が「追え」と言つたのはフィルムを取上げろと言う意味はもつている、然しフィルムを取上げる事は、その手段として必ずしも相手に暴行を加えなくてもできるはずである。直接暴行を行つたもの（それは誰か判らない）のみがこの傷害事件の責こそ負え、私は共謀の事実もなく、この件に付いては全く無関係である事を強く主張するものである。

(三) 山元記者に対する私の行為は正当防衛である。

山元記者は演説会の状況を撮影したことによつて右の如く安部菓子店附近路上において数名の者から暴行を受けた。その暴行事件が終つてから、その后、山元記者は福沢被告を理由もなく連行しようとした、その際山元記者は大橋被告（私）によつて顔面を殴打された。これが事実である。処が第一審判決は私が山元記者を殴打したと言う自供を、山元記者の最

初の暴行事件（この時私は演説していた）と混同し誤つた判断をしたが、私の控訴趣意に基き原判決は、この点に付き、私の『暴行は前記認定の傷害の際はもとよりその共謀による犯意の継続中になされたものとは認め難く、その他記録上これを認めるに足りる証拠がない、してみるとこの点において原判決には事実誤認がある』として第一審の誤認を認めている、然しながら『かゝる程度の誤認は』とし更に『すでに共謀による傷害の事実の認められる本件にあつては』と言う前提の下に、『情状その他の点からも判決に明らかな影響をおよぼす場合には該当しないと解されるので、結局原判決には所論のような事実誤認はなく論旨は理由がない』としているのである。然しながら『かゝる程度』であつても、誤認を誤認として一応認めている以上、これは明らかに判決に重大な影響を及ぼすものと解される。

原判決が『かゝる程度』として判決に影響を及ぼさないとする理由は、私の『共謀による傷害の事実』という前提に立つての事であり、私はこの前提について、共謀の事実はないと争つているのである。この点に付いては前述した通りである。

そこでこの同一人（山元記者）に対する二つの暴行事件につき、混同をさける為、次の様な事実に付いての説明を行えば理解できると思うのである。山元記者は最初、演説会の状況を撮影したのが原因となつて安部菓子店附近路上で数名のものから暴行を受ける結果となつた。第一審が誤認した『かゝる程度』と言うのは、この際、私も之等数名のものと一体となつて私自らが山元記者の顔面を殴打し暴行を加えた、と言う事から、私は単に「追え」と言つたにとどまらず、自らも之等数名と共謀の上、傷害を加えたとしているのである。従つて、この際における私の共謀共同正犯の成立要件として、自らも加害行為に加つたと言う事が理由とされているのであるが、この点は第一審証拠に照らして明かに事実と相違する事は、第二審原判決において『かゝる程度』であつても誤認として認めた通りである。従つて原判決の言う『かゝる程度』こそ、その前提である『共謀による傷害の事実』を左右する重大な誤認と言わねばならないのである。山元記者が

最初の暴行を加えられているとき、私は越前電気商会前において演説を継続中であつた。

その后、私は指示にもとずき演説会場移動の為、演説を中断して林屋デパートの方向に行つた時、其処で第二の事件が起つた、丁度林屋デパートの前路上で福沢被告の救助を求める声を聞き、私が群衆をおしわけてみると、福沢被告は一人の男に両腕をつかまれ、引きづられて連行され様としていた、私はその時、その男を知らず、その男に「女を離せ」と叫んだが離さないので右手拳でその男の顔面を一回殴打した。福沢被告はそれによつてその男から逃れる事ができた。

その男は、演説会を撮影した男と同一人で北海タイムス山元記者であることは、本件公判が開かれ証拠調が行われてから私は知つた事実である。

私はこの際、福沢芳子被告を救助せんが為、山元記者を殴打した行為は、急迫不正の侵害に対するやむを得ざる最少限度の実力行使であり、明らかに刑法第三十六条に該当するものである事を主張してきた。

ここで山元記者の福沢被告に対する行為が、刑法第三十六条に言う急迫不正の侵害であるや否やが問われるが、この点に付き本件証拠の上からも、山元記者の証言、及び第二審における福沢被告の証言等により急迫不正の侵害である事実が明白なのである。山元記者はこの時の状況に付いて『若い女の人が私の方を見て「スパイ」と連呼していた、その女は福沢芳子である。私は腹が立ち、その女の腕をつかみ交番に行こうと言つてその腕を引張つたとき被告人大橋達が私の顎から胸倉にかけて手拳で突いた』と証言している。

つまり山元記者は理由もなく、たゞ単に「スパイ」と言われたゞけの事で『腹が立ち』福沢被告を実力で連行しようとしたのである。しかも福沢は女性であり山元記者に抵抗する力は弱い。こうして山元記者が『腹が立ち』やつた行為に一体如何なる正当性が認められ様か、山元記者は福沢被告を交番に連れて行こうとしたと証言しているが、仮に、交番に連れて行つたとしてどうなるのであろう、福沢被告はこの時罪となるべき行為をしていないし山元記者に対する最初の暴行

にも加つていない、警察官でさえ現行犯以外正規の逮捕状なくして人を拘束することができないのに、山元記者のこの様な行為は彼自身の一時の感情に基く無責任な不法行為であつて当然これを急迫不正の侵害と判断されるのである。

又、福沢被告は、その際相手の男が如何なるものか判らないのであつて、その男により何故かえ連行され危害を加えられるという恐れも直感されるのであつて救助を求めるは当然であつて、私も又、その様な状況を判断し被告人福沢芳子の危機を救う為、連行しようとする男に対しあらかじめ警告し、相手がその警告をきき容れ様としないので右手拳で一回、顔面を殴打したのである。この様な事実についてはここに述べるまでもなく証拠によつて証明されているのであつて之等の事実を静かに考えれば、私の行為は、急迫不正の侵害に対し福沢被告の権利を防衛する為「已ムコトヲ得サルニ出テタル行為」であり、正当防衛である事は客観的に認められると信ずる。

又、山元記者は私の一回の殴打（第一審では二回となつているが、これは記録上の誤りによるものであり、私は二回殴打したと供述した憶えはない、私が一回しか殴打しなかつたことは山元記者の証言、その他目撃者の証言等により明らかである）によつて如何なる傷害を受けたか、と言う事であるが、私の行為によつて『顔面、后頭部、左胸部打撲傷の加療約一週間を要する傷害』を受けたとは到底考えられない。右の傷害は総て私の演説中の出来事である安部菓子店前路上における暴行事件によつて受けたものである事が認められる、力道山でもあるまいし私の右手拳は相手に傷害を与える程の偉力はもつていない。

原判決はこの様な混同と事実誤認に立ち、私の山元記者殴打に関する理由ある正当防衛論を全く考慮しないのは不当と言わなければならない。

(四) 私の役割と行為は期待可能性がない。

本件における私の役割は七月一四日、豊川会館会合の際寺井被告から伝達された如く無許可演説会において演説を行う

事であつた、それ以外の役割、使命というものは全くない、従つて私は七月一四日の豊川会館の会合が終つてから、七月一五日夕方の第一回演説会が開始するまで別な会合にも勿論出席していない、又、特別な指示も誰からも受けていない。従つて前述した如く私は火焔瓶投擲については全く関係ないし、何等の知識も与えられていなかつた、又この様なことを他のものから聞こうともしなかつた。私はたゞ日本共産党創立三〇週年記念にふさわしい演説をすれば良いのであつて、他にどの様な事が起れ、それは私の関知する処ではなかつた。従つて私は七月一五日の昼間は長尾宅で演説の原稿を書き、その準備に専念したのである。

ところで原判決においては私を共謀共同正犯としているが、この点に関し、私の検察官に対する第三回供述調書の中で『この演説は無届であり、これをやる以上警察官が取締に出動して来るから、そのときはこれに火焔瓶を投げつけるという事は十四日のこともあるので私には判つていたのです』という部分、及び第四回供述調書中の『私はその十四日の日、駅で警察官に投げつけるため火焔瓶を用意した事もありますので十五日の夜、演説会の取締に警察官が来た時はこれに火焔瓶をぶつけるのだろうと直感したのです』という部分は、火焔瓶投擲という最悪の事態も考えられると言う、その可能性に付いて、私の感じたところを言つたに過ぎないのであつて、私の自供中右の二つの部分を以つては私が火焔瓶投擲を予め通謀したという具体的証拠にはならないのである。

そこで七月一四日の事件であるが、七月一五日に発生した本件は七月一四の事件の延長ではなく、全く別の趣旨と目的を持つたものである事が言えるのである。

七月一四日の事件に付いては『七月一三日、小樽市南赤岩の辻寿貞方に会合し、被告人武藤を中心に翌一四日吉田首相が小樽駅を通過する機会に小樽地区の党員および日雇労務者多数を動員して同駅に押掛け、その際警察の取締りがあつた場合は警察官に火焔瓶を投げつけることなどを謀議し、これにもとずき被告人大橋、同土方、同長尾等は即日同所におい

て原判示火焔瓶を製作し、翌一四日、被告人高橋ほか一名がこれを携行し、被告人大原、同大橋、同中島、同土方、同福沢、同池田は向坂および坂本潜らと小樽駅に押掛けたが吉田首相が来樽しなかつたゝめそのまゝ引揚げ』たとする原判決に対して、私に関しては争うべき何ものもないが、この様な経過で、この七月一四日の事件については、私は火焔瓶投擲に関して通謀した事は弁解の余地が無い事実である、然しこの事は翌一五日の本件火焔瓶投擲に関して通謀した事にはならない。何故なら七月一四日の事件と七月一五日の事件は全く別個のものであり関連性はなく、そして、結局七月一四日の事件は吉田首相が来樽しなかつた為、火焔瓶投擲も不能犯に終つているのである。七月一三日夜、製造した火焔瓶は、七月一四日、小樽駅で使用する意図の下に製造したのであつて、七月一五日本件において使用する目的ではなく、又、本件において使用した火焔瓶が七月一三日製造のものであると断定するに足る証拠はない。

さて、私は本件において、火焔瓶投擲に関する共謀の事実を否定しつゝも、七月一四日の事件のこともあるので「火焔瓶使用も考えられる」という火焔瓶使用による事態発生の可能性まで否定するものではない。当時の状況を判断すれば当然その様な事は考えられるのである。私は最悪の事態発生を阻止する能力をもつていなかつた。「火焔瓶使用も考えられる」という判断は原判決の私が火焔瓶投擲に共謀したと言う事と対立するものであるが、とに角「火焔瓶投擲も考えられる」状態の中で私が本件において果した演説者としての役割とその責任に付いては、当時の党の実態から推して判断されなければならないと思う。今でこそ日本共産党は革命方式を変え、戦術についても火焔瓶使用の如き暴力を否定し、性急な軍事行動の如き極左冒険主義を排撃しているが、当時日本共産党は官憲の弾圧に対抗する為、自衛の実力行使を主張し中核自衛隊を設置する等のことが行われていたのは事実である。

日本共産党小樽地区委員会は事務所も売却してなく、きわめて少数の幹部が独善的指導を行つていた、之等の少数（たつた一人か二人の）幹部は他の政党や団体の如く構成員の信任を得ているのではなく、少数幹部の地位は小樽地区委員会を構成する党員の選挙によらないで、上級機関からの天降り的お好み任命方法で一方的に定められるのが実態であつたから、少数幹部が下部党員の信望を受けているとは必ずしも言えないのであつて、こうした非民主的党内人事については多くの下部党員が不満であつたと思う。然し真向から党内斗争を展開し幹部攻撃を行えれば忽ちそのものはスパイ、分裂主義者、裏切者のらく印を押され迫害されるという仕組になつている。

これは小樽地区委員会の上部機関である北海道地方委員会も同様であつて、最近党から除名された吉田某の如きも本件当時北海道における党の指導的地位を占め党の資金を流用して私腹をこやし私利私慾の為に無責任な指導を行つてきたものであるこれは党中央も同様であつて吉田内閣の共産党弾圧政策によつて徳田書記長等最高幹部が亡命又は地下潜行をよぎなくされる事態の中でその間隙をぬつて立身出世主義者や極左冒険主義者が指導権を握り彼等のこの独裁的地位と極左的指導に反対し之を妨げるものを分派の名の下に迫害し党から追放してきたことは周知の事実である。

志田重男の如きは当時の党最高責任者の地位にありながら党資金を私利私欲の為に流用し、芸者遊びまでした事実は革命がきいてあきれる不正と背信行為が党内を支配していた、こうして当時の党は中央から地区に至るまで乱脈をきわめていたこうした実態の中にあつても下部の党員達は吉田内閣の政策や米合衆国駐留軍の軍事行動に反対し祖国の完全独立と労働者農民を解放し、平和を守るという純粋な正義感に基いて活動していたものであつた。然しながら下部末端の党員は上級機関や幹部の指示に対して全く無力であつた。上からの意見に反論することは圧迫を甘受する勇気を必要とした。

下部党員は自ら幹部となる被選挙権もなく、又幹部の信任、不信任に付いて意思表示する選挙権もなかつた（これは党の規約を言うのでなく、事実を言うのである）下部党員は党機関の決定事項又は上級よりの指令、指示に付いては無条件で服従する事を要求された、こうした党の実態を度外視して本件の現象面のみを追つても真実の発見はできない。

こうした条件の下に七月一四日の豊川会館における会合が行われたのである。従つて此の際、寺井被告から伝達された

日共創立三〇週記念の為の無許可演説会開催についても、これに反対する意思を仮に持つていたとしてもこの意思を表明する事はできなかつたのであり伝達された指示に従つて、好むと好まざるとにかゝわらず実践する以外、道はなかつたのである。これは七月一三日の辻方における会合の際も同様であり、七月一五日第一回演説会終了后、坂本方における再び無許可演説会を開催するに至つた経過も同様である。

自己の意思と言うものは機関に従属し自己の好まざる党の行動には参加しない自由というものは全く認められないのである。本件無許可演説会の開催も豊川会館に集合せる党員の自発的意思によるものでは非ずして、某幹部の立案になるものと思われるが、これに誰も抗う事はできなかつたのである。こうした当時の党の実態と本件の事実を考えるとき、私は七月一四日、豊川会館において無許可演説会開催については意思を連絡し、演説者として指名され、七月一五日の無許可演説会において演説したものであるが、私の様な立場にあれば、無許可演説会での演説者としての役割を拒否する事は、他の誰であつても、私の様な立場を仮定した場合、その期待可能性はない、と認められるであろう。

以上を以つて私は上告の趣意とするが本件裁判は第一審、第二審を経た中で多くの問題をはらんでいる原判決は憲法に違反し、事実を誤認し、証拠の採用を誤り、被告人の基本的人権を軽視した。又、原判決は『本件犯行の動機目的の不法性、手段の悪質かつ危険の大であること、そのため警察官一〇名にもおよんで重きは加療一箇月半も要する傷害を負わさせたという結果の重大性、当時の人心に与えた著しい不安、その他重い情状としての検察官の所論を総合すると被告人等の責任はまことに軽からぬものがある』として量刑不当を否定するものであるが一体私は被告人として本件に如何なる責任を負わねばならないのか、法律の正しい適用によつてこれに答えてもらいたい事を念願する。

私は結論として、本件においては無罪を主張し、この上告趣意を自分の良心に誓つて責任を負い、国民の一人として最高裁判所がその権威と正義に基き、この趣意を認められることを祈願する。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷別	結果	二審又は原審	頁
昭和二七年(あ)四六八九	有価証券偽造、同交付、私文書偽造行使、詐欺、公私文書偽造行使、公正証書原本不実記載行使、偽造有価券交付同幇助	辻　章　外一名	昭和三四年七・一四	三乗	却	大阪高	五五一
昭和二八年(あ)一四八一	私文書偽造、印章偽造	武村清次こと　末　甫	六・一二	二乗	却	東京高	一七七
昭和二八年(あ)二一六四	麻薬取締法違反	加藤敬次	六・五	二乗	破棄差戻	仙台高秋田支部	五七
昭和二九年(あ)二四一一	入札談合、贈賄	島田政五郎	七・一四	三乗	却	大阪高	五六七
昭和二九年(あ)三七五五	放火	早川　昭	六・一九	二乗	却	名古屋高	二一七
昭和三〇年(あ)一三五一	業務上横領	水越政次　外一名	六・二三	三乗	却	東京高	二三九
昭和三一年(あ)一七四八	外国通貨偽造、偽造外国通貨交付	山本春彦　外一名	六・三〇	三乗	却	広島高	三二五
昭和三一年(あ)一七九三	公文書偽造	新井こと朴奉充	六・三〇	三乗	却	福岡高	三三五
昭和三一年(あ)一八二六	大阪市条例第六六号違反、傷害	上念義隆	六・三〇	三乗	却	大阪高	三四三

昭和三一年(あ)二一〇六	加重収賄、公文書偽造、収賄	齊藤功	六・三〇	三棄却	東京高	三五一	
昭和三一年(あ)二二九四	窃盗、強姦致傷	札正吉 外三名	七・七	三棄却	仙台高秋田支部	五一五	新井こと
昭和三一年(あ)二四四〇	職業安定法違反	岸本貞次郎	六・九	三棄却	大阪高	八七	
昭和三一年(あ)二五四〇	傷害	笠松寅雄 外二名	六・二三	三棄却	大阪高	二六一	
昭和三一年(あ)二九六二	営利誘拐	若林重朗	六・二三	三棄却	東京高	二七三	
昭和三一年(あ)二九六六	覚せい剤取締法違反	金奉生	七・二四	二棄却	東京高	六二五	豊沢こと
昭和三一年(あ)三七六七	窃盗、強盗致傷、公務執行妨害	三上政道	六・一二	二棄却	大阪高	二〇三	
昭和三一年(あ)三八二五	関税法違反、詐欺	中島良智	七・七	三棄却	東京高	五二三	
昭和三一年(あ)四〇三六	覚せい剤取締法違反	宮口義夫	七・三	二棄却	名古屋高金沢支部	四三九	
昭和三一年(あ)四〇九五	道路交通取締法違反教唆	高木嘉七 外一名	六・一六	三破棄差戻	名古屋高	二〇七	
昭和三一年(あ)四一五一	現住建造物放火未遂、非現住建造物放火未遂、脅迫、器物毀棄	杉谷隆志 外五名	六・九	三棄却	大阪高	九七	

昭和三一年(あ)四五四七	業務上過失傷害、道路交通取締法違反、要保護者遺棄	黄成達	七・二四	二棄却	大阪高	六三七	秋山耕作こと
昭和三一年(あ)四六二九	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害	浦本由男 外三名	七・三	二棄却	福岡高	四四九	
昭和三一年(あ) 六八	爆発物取締罰則違反、住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反、脅迫	内田三代次 外一名	七・二四	二棄却	福岡高	六四七	
昭和三一年(あ) 二一二	建造物侵入、傷害、放火未遂	山本豊 外三名	六・五	二棄却	福岡高	七一	
昭和三一年(あ) 三〇九	爆発物取締罰則違反	金原厚 外二名	七・三	二棄却	東京高	四七七	
昭和三一年(あ) 九一〇	監禁	長谷川宏	七・三	二棄却	高松高	四八九	
昭和三一年(あ)一三〇二	詐欺	佐藤彌太郎	七・二四	二棄却	仙台高秋田支部	六七五	
昭和三一年(あ)一四〇七	覚せい剤取締法違反	森本仲峯、峯光男こと李仲峰	七・三	二棄却	東京高	四九七	
昭和三一年(あ)二四七三	傷害	津田福一	六・九	三棄却	東京高	一四三	
昭和三三年(あ) 四一一	歯科医師法違反	片岡太一	七・八	大棄却	大阪高	五四三	
昭和三三年(あ) 九〇〇	贈賄	小畑義彦	七・三〇	一破棄自判	大阪高	六九五	

昭和三三年(あ)	一五一二	鉱山保安法違反	雄別炭鉱鉄道株式会社 外四名	六・四	一	棄却	札幌高	一
昭和三三年(あ)	一五三七	公務執行妨害、傷害	武藤和三郎 外一名	七・三〇	一	棄却	札幌高	七〇五
昭和三三年(あ)	一八三七	爆発物取締罰則違反、傷害	趙鏞九 外二名	六・四	一	一部破棄差戻一部棄却	大阪高	二九
昭和三三年(あ)	二二三〇	詐欺	番倉三郎	六・四	一	棄却	東京高	四七
昭和三三年(あ)	二三〇九	賍物寄蔵	アロンゾ・ビー・シャタック	七・三	二	棄却	東京高	五〇七
昭和三三年(あ)	二五三三	公文書偽造、同行使、外国人登録法違反	飯島伝三郎	七・二	一	棄却	東京高	四一七
昭和三三年(あ)	二七一四	労働基準法違反	藪清紡績株式会社こと藪清紡織株式会社 外二名	七・二	一	棄却	大阪高	四二九
昭和三四年(き)	七	放火被告事件についてなした上告棄却決定に対する再審請求	伊藤農夫	六・三〇	三	棄却	最高裁	四〇一
昭和三四年(し)	二六	日本国とアリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件について当裁判所がなした決定に対する特別抗告	海野普吉 外八名	六・一一	一	棄却	最高裁	一六五
昭和三四年(し)	二八	日本国とアリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件について当裁判所がなした決定に対する特別抗告	尾崎陞 外八名	六・一一	一	棄却	最高裁	一七一
昭和三四年(し)	三一	暴力行為等処罰に関する法律違反建造物侵入、傷害被疑事件についてなした準抗告申立棄却決定に対する特別抗告の申立	小河原満男 外一名	六・二九	二	棄却	東京地	三一二

昭和三四年(あ)	八三	中型機船底曳網漁業取締規則違反、電波法違反	大元勝美	七・二	一	棄却	高松高	四三三
昭和三四年(す)	一八三	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反事件の裁判官斎藤悠輔の忌避申立	海野普吉 外七名	六・二五	大	却下	最高裁	三〇五
昭和三四年(す)	一八九	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件につき裁判官田中耕太郎の忌避申立	海野普吉 申立人(弁護人) 外二名	七・一	大	却下	最高裁	四〇三
昭和三四年(す)	一九八	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件についてなした忌避申立却下決定に対する異議申立	海野普吉 申立人(弁護人) 外七名	七・一	大	棄却	最高裁	四一五
昭和三四年(あ)	二〇四	収賄	荻野勅治 外五名	六・二五	一	棄却	名古屋高	二八一
昭和三四年(あ)	二五九	窃盗未遂	森田新策こと大貫新三	六・三〇	三	棄却	東京高	三六九
昭和三四年(あ)	二七八	窃盗	藤川権四郎	六・九	三	棄却	高松高	一五三
昭和三四年(あ)	三三二	詐欺、業務上横領、横領	加藤安茂	七・二三	一	棄却	札幌高函館支部	六〇三
昭和三四年(あ)	四三四	外国人登録法違反	古津茂雄、今宮政治、竹内正雄こと金伯時	六・九	三	棄却	広島高岡山支部	一六一
昭和三四年(あ)	四六三	贈賄	加来寿市	七・二三	一	棄却	福岡高宮崎支部	六一五
昭和三四年(あ)	五七三	恐喝、傷害	加賀美こと加々美正義	七・七	三	棄却	東京高	五三七

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十四年六月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（四日―三〇日）……（二四件）……一頁
決　定（1）……（一日―一二日）……（八九件）……五
決　定（2）……（一六日―三〇日）……（六九件）……一五
雑　（全）……（一日―三〇日）……（五六件）……二三
不成立（全）……（二日―三〇日）……（一五件）……三一

昭和三四年(あ)	六〇四	食糧管理法違反	岡崎始	七・一七	二棄却	広島高岡山支部 五九九
昭和三四年(あ)	六三三	モーターボート競走法違反	鮫島義春	七・一六	一棄却	福岡高 五九一
昭和三四年(あ)	六七七	強盗、住居侵入	小松ことと田賀佐典	七・三	二棄却	東京高 五一一
昭和三四年(あ)	七七二	業務上過失致死	月徳次	七・一四	三棄却	東京高 五八一
昭和三四年(あ)	七七四	外国人登録法違反	山田まさ子ことと今順	七・二四	二棄却	東京高 六九一

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)一八三七	爆発物取締罰則違反、傷害	趙鏞九 外二名	六・四	一	許破棄差戻他棄却	大阪高	一
昭和三三年(あ)二二三〇	詐欺	番倉三郎	六・四	一	棄却	東京高	一二
昭和二八年(あ)二一六四	麻薬取締法違反	加藤敬次	六・五	二	破棄差戻	仙台高秋田支	一八
昭和三二年(あ)二一二	建造物侵入、傷害、放火未遂	山本豊 外三名	六・五	二	棄却	福岡高	二七
昭和三三年(あ)一三七〇	傷害	白神末二	六・五	二	棄却	広島高岡山支	三六
昭和三〇年(あ)六一五	殺人	福本政雄	六・九	三	棄却	大阪高	四三
昭和三一年(あ)二四四〇	職業安定法違反	岸本貞次郎	六・九	三	棄却	大阪高	九三
昭和三一年(あ)三五四〇	公正証書原本不実記載、横領	加藤善吉	六・九	三	棄却	仙台高秋田支	一〇〇
昭和三一年(あ)四一五一	現住建造物放火未遂、非現住建造物放火未遂、脅迫、器物毀棄	杉谷隆志 外五名	六・九	三	棄却	大阪高	一〇三

昭和三二年(あ)二四七三	傷害	津田福一	六・九	三棄却	東京高	一三四			
昭和三三年(あ)二〇九八	強盗殺人、窃盗	足達勝	六・九	三棄却	東京高	一四一			
昭和二八年(あ)一四八一	私文書偽造、印章偽造、偽造私文書行使	裏末甫	六・一二	二棄却	東京高	一四五			
昭和三四年(あ)四六七	公職選挙法違反	佐々木四郎	六・一二	二棄却	福岡高	一六〇			
昭和三一年(あ)一四八〇	覚せい剤取締法違反	成二順	六・一六	三棄却	大阪高	一六三			
昭和三一年(あ)一五七六	職業安定法違反	島崎千鶴子 外一名	六・一六	三棄却	高松高	一六九			
昭和三一年(あ)四〇九五	道路交通取締法違反、教唆	高木嘉七 外一名	六・一六	三破棄差戻	名古屋高	一七七			
昭和三三年(あ)二三三〇	強盗殺人、同未遂	大久保公文	六・一六	三棄却	東京高	一八四			
昭和三四年(あ)四二一	窃盗	朴信基	六・一六	三棄却	東京高	一九二			
昭和二九年(あ)三七五五	放火	早川昭	六・一九	二棄却	名古屋高	一九六			
昭和三〇年(あ)一三五一	業務上横領	水越政次 外一名	六・二三	三棄却	東京高	二〇八			

昭和三一年(あ)二五四〇	傷害	笠松寅雄 外二名	六・二三	三棄却	大阪高	二二一			
昭和三一年(あ)一七四八	外国通貨偽造、偽造外国通貨交付	山本春彦 外一名	六・三〇	三棄却	広島高	二三二			
昭和三四年(あ)二五九	窃盗未遂	大貫新三	六・三〇	三棄却	東京高	二三八			
昭和三四年(あ)四九一	暴行、恐喝	滝田隆雄	六・三〇	三棄却	仙台高	二六〇			

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)一九五四	建造物損壊、傷害、脅迫、覚せい剤取締法違反	小山誠二	六・一	二	棄却	広島高	一
昭和三二年(あ)四三七	傷害、詐欺	佐々木久五郎	六・一	二	棄却	東京高	五
昭和三〇年(あ)三二二四	詐欺	堀江三郎	六・二	三	棄却	東京高	九
昭和三一年(あ)一五七〇	酒税法違反	金海順	六・二	三	棄却	広島高松江支	一八
昭和三一年(あ)三〇六一	覚せい剤取締法違反	村岡菊雄	六・二	三	棄却	仙台高	二七
昭和三一年(あ)三五七九	道路交通取締法違反、業務上過失致死	山田松治	六・二	三	棄却	名古屋高金沢支	三一
昭和三四年(あ)一六〇	窃盗未遂	村松碩雄	六・二	三	棄却	東京高	四五
昭和三四年(あ)四二四	売春防止法違反	榎本辰雄	六・二	三	棄却	東京高	四八
昭和三四年(あ)四四八	住居侵入、窃盗、同未遂、賭物運搬、覚せい剤取締法違反	陸月順外一名	六・二	三	棄却	名古屋高	五一

昭和三四年(あ)	四八三	麻薬取締法違反	洪	阿	雪	六・二	三	棄却	大阪高	五七
昭和三三年(あ)	一五一二	鉱山保安法違反	雄別炭礦鉄道株式会社外四名			六・四	一	棄却	札幌高	六〇
昭和三三年(あ)	二一〇三	業務上過失致死	菅原	力夫		六・四	一	棄却	仙台高	七六
昭和三三年(あ)	二四二八	強盗傷人	長谷川	義明		六・四	一	棄却	東京高	八一
昭和三三年(あ)	二四四一	窃盗	川崎	専一		六・四	一	棄却	大阪高	八四
昭和三三年(あ)	二六五八	窃盗	大威	隆		六・四	一	棄却	大阪高	八七
昭和三三年(あ)	二六七二	詐欺	飯塚	能成		六・四	一	棄却	仙台高	九二
昭和三三年(あ)	二七四〇	殺人	野口	恒八		六・四	一	棄却	福岡高	九六
昭和三四年(あ)	三六	窃盗、公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺、同未遂、贈賄	尾崎	輝美	外一名	六・四	一	棄却	高松高	一〇二
昭和三四年(あ)	三九	道路交通取締法違反、重過失致死、同傷害	中村	要治		六・四	一	棄却	東京高	一一二
昭和三四年(あ)	七一	恐喝、殺人、住居侵入、窃盗	梁	秉熙		六・四	一	棄却	広島高	一一六

昭和三四年(あ)	二二六	傷害	長谷川	藤一		六・四	一	棄却	東京高	一二〇
昭和三四年(あ)	三二〇	傷害	古川	正		六・四	一	棄却	東京高	一二五
昭和三四年(あ)	三四八	殺人	長尾	嘉照		六・四	一	棄却	福岡高	一二八
昭和三四年(あ)	三五七	傷害致死	樋口	良隆		六・四	一	棄却	大阪高	一三七
昭和三四年(あ)	四〇九	賭博場開張、図利	秋山	太重		六・四	一	棄却	東京高	一四四
昭和三四年(あ)	四三五	業務上横領	藤岡	敏之		六・四	一	棄却	名古屋高金沢支	一四九
昭和三三年(あ)	一一二四	詐欺、窃盗、強姦致傷、強盗未遂、強盗致死	天野	積雄		六・五	二	棄却	札幌高	一五三
昭和三四年(あ)	二六三	強要、傷害	松村	恒蔵		六・九	三	棄却	名古屋高	一六九
昭和三四年(あ)	二七八	窃盗	藤川	権四郎		六・九	三	棄却	高松高	一七二
昭和三四年(あ)	二九〇	業務上過失傷害	泉谷	半田		六・九	三	棄却	高松高	一七七
昭和三四年(あ)	三一九	詐欺	伊藤	貞二		六・九	三	棄却	東京高	一八四

昭和三四年(あ)	三二五	物品税法違反	内田登	六・九	三棄却	東京高	一八八	
昭和三四年(あ)	三五六	住居侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	金成龍	六・九	三棄却	仙台高	一九五	
昭和三四年(あ)	三八五	傷害	小沢忠雄	六・九	三棄却	東京高	一九八	
昭和三四年(あ)	三八八	恐喝	文輿鎮	六・九	三棄却	仙台高	二〇一	
昭和三四年(あ)	三九一	外国人登録法違反	朴太煥	六・九	三棄却	名古屋高	二〇五	
昭和三四年(あ)	四〇〇	窃盗	森田繁太郎	六・九	三棄却	広島高松江支	二〇九	
昭和三四年(あ)	四一三	詐欺	増子斉	六・九	三棄却	名古屋高金沢支	二一二	
昭和三四年(あ)	四一六	詐欺	佐藤久	六・九	三棄却	東京高	二一七	
昭和三四年(あ)	四二七	贈賄、収賄	壺井弘外一名	六・九	三棄却	東京高	二二〇	
昭和三四年(あ)	四三四	外国人登録法違反	金時伯	六・九	三棄却	広島高岡山支	二四三	
昭和三四年(あ)	四三六	詐欺	古藤義正	六・九	三棄却	東京高	二四六	

昭和三四年(あ)	四四九	有価証券偽造、同行使	古屋治	六・九	三棄却	札幌高函館支	二五一	
昭和三四年(あ)	四五五	業務上過失傷害	佐橋藤男	六・九	三棄却	名古屋高	二五四	
昭和三四年(あ)	四六八	公職選挙法違反	松田萬蔵	六・九	三棄却	福岡高	二五七	
昭和三一年(あ)三七一二		背任、業務上横領	石川勉男	六・一〇	二棄却	高松高	二六〇	
昭和三四年(あ)	五〇二	殺人	荒川正一	六・一〇	二棄却	福岡高	二六三	
昭和三一年(あ)三一六二		麻薬取締法違反	禹永根	六・一一	二棄却	大阪高	二六六	
昭和三二年(あ)	二六九	窃盗	相川稔	六・一一	二棄却	東京高	二八一	
昭和三二年(あ)	三六五	業務上過失致死傷	阿部政雄	六・一一	二棄却	札幌高	二八五	
昭和三二年(あ)	七八八	収賄	原賀恒雄	六・一一	二棄却	福岡高	二八九	
昭和三二年(あ)	八三二	詐欺	中野武	六・一一	二棄却	広島高	二九二	
昭和三二年(あ)	九五六	詐欺	坂本節	六・一一	二棄却	仙台高	二九五	

昭和三二年(あ)一三〇五	傷害	門久親雄	六・一一	二棄却	福岡高	三〇一
昭和三四年(あ)二四二	殺人	小園ツヨ	六・一一	二棄却	福岡高	三〇五
昭和三四年(あ)三二四	賍物保長	長浜龍男	六・一一	二棄却	東京高	三〇九
昭和三四年(あ)三四〇	賍物牙保	下村義明	六・一一	二棄却	名古屋高	三一三
昭和三四年(あ)三六〇	窃盗	矢野咲子	六・一一	二棄却	大阪高	三一六
昭和三四年(あ)三七〇	児童福祉法違反	中山金三郎	六・一一	二棄却	福岡高	三一九
昭和三四年(あ)三九六	詐欺	秋山智	六・一一	二棄却	東京高	三二八
昭和三四年(あ)四〇七	売春防止法違反	高幸枝	六・一一	二棄却	名古屋高	三三一
昭和三四年(あ)四三九	殺人	羽石進	六・一一	二棄却	東京高	三三五
昭和三四年(あ)四六〇	賍物故売	小林剛	六・一一	二棄却	福岡高	三四一
昭和三四年(あ)四六四	モーターボート競走法違反	戸井清司	六・一二	二棄却	高松高	三四五

昭和三四年(あ)五一八	窃盗	藤沢孝志	六・一一	二棄却	大阪高	三四八
昭和三四年(あ)五三九	賍物故買	吉川栄	六・一一	二棄却	東京高	三五二
昭和三四年(あ)五七一	窃盗	宮之原シヅ	六・一一	二棄却	東京高	三五五
昭和三四年(あ)五七二	窃盗	林茂盛	六・一一	二棄却	東京高	三五八
昭和三四年(あ)五八二	窃盗	佐々木一忠	六・一一	二棄却	大阪高	三六二
昭和三四年(あ)五九八	窃盗	桐本忠雄	六・一一	二棄却	名古屋高	三六八
昭和三四年(あ)三二七五	業務上横領	中桐哲已	六・一二	二棄却	広島高岡山支	三七四
昭和三一年(あ)三七六七	窃盗、強盗致傷、公務執行妨害	三上政道	六・一二	二棄却	大阪高	三八三
昭和三一年(あ)三九二八	単純収賄	山下孜	六・一二	二棄却	名古屋高	三八六
昭和三一年(あ)四二五六	物品税法違反	金寿晩	六・一二	二棄却	名古屋高	三九〇
昭和三二年(あ)一六一三	酒税法違反、同幇助	榛沢・繁生	六・一二	二棄却	東京高	三九三

昭和三二年(あ)二四〇七	賍物故買	李石文	六・一二	二	棄却	福岡高	三九六			
昭和三三年(あ)二一八二	詐欺	立野勉	六・一二	二	棄却	福岡高	三九九			
昭和三四年(あ)一九九	殺人	新谷好季	六・一二	二	棄却	大阪高	四〇三			
昭和三四年(あ)二六二	詐欺、恐喝	柴田外一名安	六・一二	二	棄却	東京高	四一〇			
昭和三四年(あ)三二二	業務上横領	川上梅吉	六・一二	二	棄却	東京高	四一六			
昭和三四年(あ)三三三	傷害	孫崎由次郎	六・一二	二	棄却	札幌高函館支	四二〇			
昭和三四年(あ)三三六	恐喝	前田利男	六・一二	二	棄却	仙台高	四二四			
昭和三四年(あ)三六七	賍物故買	原口春己	六・一二	二	棄却	札幌高	四二七			
昭和三四年(あ)三八四	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締法違反	池田国男	六・一二	二	棄却	東京高	四三一			
昭和三四年(あ)四〇二	酒税法違反、同幇助	金渭外一名祚	六・一二	二	棄却	名古屋高	四三五			
昭和三四年(あ)四四五	昭和二二年勅令第九号違反、売春防止法違反	笹川ハル	六・一二	二	棄却	東京高	四四〇			

昭和三四年(あ)五〇六	傷害致死	赤坂誠一	六・一二	二	棄却	仙台高	四四九
昭和三四年(あ)五二五	麻薬取締法違反	高景甲	六・一二	二	棄却	大阪高	四五三
昭和三四年(あ)五九五	傷害	柴田徳治郎	六・一二	二	棄却	仙台高	四五七

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)三六二	業務上横領	山岸清二	六・一六	三	棄却	仙台高	一
昭和三四年(あ)四三八	詐欺、横領	増島平一郎	六・一六	三	棄却	東京高	四
昭和三四年(あ)四五二	恐喝未遂	小野将治	六・一六	三	棄却	札幌高函館支	九
昭和三四年(あ)五〇四	詐欺、横領	南里勇	六・一六	三	棄却	福岡高	一二
昭和三四年(あ)五二九	賍物故買	朴英秀	六・一六	三	棄却	大阪高	一七
昭和三三年(あ)二五四〇	詐欺、横領	岩瀬繁	六・一八	一	棄却	福岡高	二〇
昭和三三年(あ)二六八五	賍物運搬	大原滝雄	六・一八	一	棄却	広島高岡山支	二三
昭和三四年(あ)一〇〇	現住建造物放火	安道一	六・一八	一	棄却	福岡高宮崎支	二七
昭和三四年(あ)一一五	単純収賄	鹿島友昭	六・一八	一	棄却	福岡高	三〇

昭和三四年(あ)	一二八	窃盗	北尾金雪	六・一八	一棄却	名古屋高	三五		
昭和三四年(あ)	一九五	詐欺	才原金七	六・一八	一棄却	福岡高宮崎支	三九		
昭和三四年(あ)	一九八	公職選挙法違反	河野義直外一名	六・一八	一棄却	福岡高	四二		
昭和三四年(あ)	二七〇	収賄、外国為替及び外国貿易管理法違反	海内藤作外一名	六・一八	一棄却	東京高	四五		
昭和三四年(あ)	三〇一	窃盗	和田三郎	六・一八	一棄却	東京高	五四		
昭和三四年(あ)	三六四	窃盗	佐々木一成	六・一八	一棄却	福岡高	五七		
昭和三四年(あ)	三六五	窃盗	李相徳	六・一八	一棄却	福岡高	六三		
昭和三四年(あ)	四五六	窃盗	伊藤市郎	六・一八	一棄却	名古屋高	六六		
昭和三四年(あ)	五〇〇	犯人蔵匿	吉田孝一	六・一八	一棄却	福岡高	六九		
昭和三一年(あ)	四二三四	賍物故買	吉野寧夫	六・一九	二棄却	東京高	七二		
昭和三三年(あ)	一四五九	住居侵入、強盗殺人	平野亨	六・一九	二棄却	仙台高	七五		

昭和三一年(あ)	七四二	外国為替及び外国貿易管理法違反	頼文騰	六・一二三	三棄却	東京高	八八		
昭和三一年(あ)	八三四	虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺	小坂収平	六・一二三	三棄却	広島高岡山支	九二		
昭和三一年(あ)	一四一一	強盗幇助	滝川守	六・一二三	三棄却	高松高	九五		
昭和三一年(あ)	二三七七	物品税法違反	愛媛県竹製品協同組合外一名	六・一二三	三棄却	高松高	九八		
昭和三一年(あ)	二七七一	失火	今井邦衛外一名	六・一二三	三棄却	東京高	一〇九		
昭和三一年(あ)	二九六二	営利誘拐	若林重朗	六・一二三	三棄却	東京高	一一五		
昭和三一年(あ)	四一五七	窃盗	李判信	六・一二三	三棄却	名古屋高金沢支	一二一		
昭和三四年(あ)	三四一	傷害	春日春雄	六・一二三	三棄却	名古屋高	一二五		
昭和三四年(あ)	四八八	賍物故買、賍物寄蔵金	圭白	六・一二三	三棄却	大阪高	一三〇		
昭和三四年(あ)	四九五	窃盗	坂井三平	六・一二三	三棄却	東京高	一三三		
昭和三四年(あ)	五二〇	麻薬取締法違反	寺本光夫	六・一二三	三棄却	大阪高	一三九		

昭和三四年(あ)	二九三	道路交通取締法違反	石黒勝利	六・二五	一棄却	札幌高	二一七		
昭和三四年(あ)	二八三	窃盗	朴洙鎬	六・二五	一棄却	福岡高	二一〇		
昭和三四年(あ)	二三八	傷害	室井重治	六・二五	一棄却	仙台高	二〇四		
昭和三四年(あ)	二一〇	傷害	橋元一夫	六・二五	一棄却	名古屋高金沢支	二〇一		
昭和三四年(あ)	二〇四	収賄	萩野勅治 外五名	六・一五	一棄却	名古屋高	一八七		
昭和三四年(あ)	一七〇	恐喝	関塚英夫	六・二五	一棄却	大阪高	一八四		
昭和三四年(あ)	一四四	強姦致傷	岡村常男	六・二五	一棄却	東京高	一八〇		
昭和三二年(あ)	七五六	競馬法違反	黄石奉一 外一名	六・二四	二棄却	東京高	一六九		
昭和三一年(あ)	四七三八	収賄、横領	三浦義導	六・二四	二棄却	福岡高宮崎支	一六三		
昭和三四年(あ)	五八四	窃盗	長谷川きち	六・二三	三棄却	大阪高	一五二		
昭和三四年(あ)	五二六	売春防止法違反	鎌田孝一	六・二三	三棄却	大阪高	一四二		

昭和三四年(あ)	五二四	職業安定法違反	但馬与三七	六・二五	一棄却	大阪高	二一一〇		
昭和三四年(あ)	五八〇	恐喝、傷害、暴行	小野寺寅雄	六・二五	一棄却	仙台高	二一三		
昭和三二年(あ)	六八〇	業務上横領、有価証券偽造	酒井正男	六・二六	二棄却	東京高	二一七		
昭和三二年(あ)	三三二	業務上過失致死	工藤精一	六・二七	二棄却	福岡高	二三九		
昭和三一年(あ)	四五八	虚偽公文書作成、同行使、詐欺、収賄	野崎実 外一名	六・三〇	三棄却	名古屋高金沢支	二五〇		
昭和三一年(あ)	一七九三	公文書偽造	朴奉允	六・三〇	三棄却	福岡高	二八四		
昭和三一年(あ)	一八二六	大阪市条例第六八号違反、傷害	上念義隆	六・三〇	三棄却	大阪高	二八九		
昭和三一年(あ)	二一〇六	加重収賄、公文書偽造、収賄	斎藤功	六・三〇	三棄却	東京高	二九四		
昭和三一年(あ)	二九八一	業務上横領	森本源一 外二名	六・三〇	三棄却	大阪高	三〇九		
昭和三一年(あ)	三三二二	覚せい剤取締法違反	宋子吉	六・三〇	三棄却	東京高	三一五		
昭和三一年(あ)	三八四〇	業務上横領、弁護士法違反	西沢俊晴	六・三〇	三棄却	東京高	三二九		

昭和三二年(あ)	八四七	贈	賄	吉田正外一名	六・三〇	三棄却	東京高	三三五	
昭和三二年(あ)	二四五三	暴行、傷害	東城久雄	六・三〇	三棄却	東京高	三五〇		
昭和三四年(あ)	一五四	私文書偽造、同行使、外国人登録法違反、業務上横領、詐欺	朴炳圭	六・三〇	三棄却	東京高	三五五		
昭和三四年(あ)	二一六	詐欺	賀川信雄	六・三〇	三棄却	仙台高	三五九		
昭和三四年(あ)	四七六	殺人、傷害	古久保順一	六・三〇	三棄却	大阪高	三六三		
昭和三四年(あ)	五一〇	公職選挙法違反	鬼木茂外一名	六・三〇	三棄却	福岡高	三七二		
昭和三四年(あ)	五五〇	窃盗	相馬一夫	六・三〇	三棄却	福岡高	三七七		
昭和三四年(あ)	五六四	住居侵入、同未遂	藤沢治作	六・三〇	三棄却	名古屋高金沢支	三八一		
昭和三四年(あ)	五七九	住居侵入、強盗致死	三浦享	六・三〇	三棄却	仙台高	三八四		
昭和三四年(あ)	六〇五	恐喝、傷害、窃盗	原田一男	六・三〇	三棄却	札幌高	三九一		
昭和三四年(あ)	六〇九	強盗致傷	大田博賢	六・三〇	三棄却	広島高松江支	三九六		

昭和三四年(あ)	六一九	窃盗、住居侵入	五所隆雄	六・三〇	三棄却	福岡高	四〇二		
昭和三四年(あ)	六五九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、傷害	永石和義	六・三〇	三棄却	福岡高	四〇七		
昭和三四年(あ)	六七九	売春等取締条例違反	高橋ハツ子	六・三〇	三棄却	東京高	四一〇		
昭和三四年(あ)	六八七	関税法違反	松本憲三	六・三〇	三棄却	東京高	四一六		
昭和三四年(あ)	六九四	詐欺	矢居繁一	六・三〇	三棄却	高松高	四一九		

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	再審請求						
昭和三四年(き)七	放火被告事件についてなした上告棄却の決定に対する再審の申立	三浦斧吉（伊藤農夫）	六・三〇	三	棄却		六八
	判決訂正						
昭和三四年(み)八	恐喝、詐欺被告事件についてなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	太田常雄（中島善市）外二名	六・一六	三	棄却		七〇
昭和三四年(み)九	殺人被告事件についてなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	佐々木文一（福本政雄）外一名	六・三〇	三	棄却		七五
	特別抗告						
昭和三四年(し)二四	裁判官忌避申立却下の裁判に対する即時抗告事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	伊藤一則	六・四	三	棄却	名古屋高	七七
昭和三四年(し)二六	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件についてなした被告人の弁護人の数を制限する決定に対する特別抗告の申立	海野普吉（坂田茂）外八名外二名	六・一一	一	棄却		八九

昭和三四年(レ)	二八	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件についてなした被告人の弁護人の数を制限する決定に対する特別抗告の申立	(江田文雄)外三名	尾崎陞外八名	六・一一	一
昭和三四年(レ)	一六	詐欺被告事件についてなした証拠調に関する異議申立却下の決定に対する特別抗告の申立	伊藤一則	六・一二	二	棄却
昭和三四年(レ)	三三	刑訴二六二条一項に基ずく審判請求事件についてなした抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	目	明	六・一五	一
昭和三四年(レ)	三一	暴力行為等処罰に関する法律違反、建造物侵入、傷害被告事件についてなした準抗告申立棄却決定に対する特別抗告の申立	小河原満男外一名	六・一二九	二	棄却
昭和三四年(レ)	三〇	特別公務員陵虐被疑事件に関する刑訴法第二六二条第一項請求事件についてなした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	加藤文雄外三名(田中好外五名)	六・三〇	三	棄却
昭和三四年(ワ)	四九	窃盗、賍物運搬	安川栄一	六・九	三	免除
昭和三四年(ワ)	四八	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	福島豊治郎	六・八	一	免除
昭和三四年(ワ)	四七	恐喝	中谷伊左男	六・二	二	免除
昭和三四年(ワ)	四六	強姦致傷、強盗	福元政一	六・四	一	免除
昭和三四年(ワ)	四五	窃盗、旅館業法違反	宗昌竜	六・一一	二	棄却
昭和三四年(ワ)	四四	業務上過失傷害	山花義信	六・一二	一	免除
昭和三四年(ワ)	四三	傷害致死、傷害、脅迫、詐欺、恐喝	幡上進	六・一一	一	免除
昭和三四年(ワ)	四二	横領	村上熊四	六・一二	二	棄却
昭和三四年(ワ)	四一	銃砲刀剣類等所持取締令違反、傷害	床波春義	六・一六	三	棄却
昭和三四年(ワ)	四〇	恐喝、脅迫	徐煥守	六・一七	一	却下
昭和三四年(ワ)	三九	窃盗	工藤昭	六・一九	二	負担
昭和三四年(ワ)	三八	殺人	内田訓行	六・一九	一	免除
昭和三四年(ワ)	三七	傷害	本宮昭造	六・二四	二	棄却
昭和三四年(ワ)	三六	傷害致死	樋口良隆	六・二五	一	免除
昭和三四年(ワ)	三五	業務上横領	押山作造	六・一二	一	免除

昭和三四年(せ)	一八八	強姦致傷等	林	清二	六・二五	一	免除	一四七
昭和三四年(せ)	一八四	殺人死体遺棄	長谷川シマ	六・二九	二	棄却	一四八
昭和三四年(せ)	一八五	道路交通取締法違反	石黒勝利	六・二九	一	棄却	一四九
昭和三四年(せ)	一八七	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	高坂末二	六・二九	一	免除	一五一
		異議申立					
昭和三四年(す)	一四二	傷害致死、傷害、脅迫、詐欺、恐喝被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	幡上進	六・一	一	棄却	一五二
昭和三四年(す)	一四八	窃盗、賍物寄蔵被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	原由(鈴木与三郎)茂	六・二	二	棄却	一五四
昭和三四年(す)	一四六	強姦致傷、暴行、強盗致傷、強姦、強姦未遂、窃盗、傷害被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	林清二	六・三	一	棄却	一五六
昭和三四年(す)	一四七	麻薬取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	中野(露木)博義	六・四	一	棄却	一五九
昭和三四年(す)	一五七	放火被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	伊藤農夫	六・九	三	棄却	一六一
昭和三四年(す)	一五四	強盗致傷被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	岡部清	六・一六	三	棄却	一六五

昭和三四年(す)	一五三	横領被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	神浦(山本)久吉	六・一七	二	棄却	一七〇
昭和三四年(す)	一五六	非現住建造物等放火偽証被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	向江璋悦外一名(庄司ぬい子)	六・一七	一	棄却	一七三
昭和三四年(す)	一六七	窃盗、公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺、同未遂、贈賄被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	福井富男(尾崎輝美)	六・二二	一	棄却	一七六
昭和三四年(す)	一六〇	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	寺井一馬	六・二六	二	棄却	一七九
昭和三四年(す)	一八〇	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	林茂盛	六・二六	二	棄却	一八一
昭和三四年(す)	一八四	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	佐々木一忠	六・二六	二	棄却	一八四
昭和三四年(す)	一七三	詐欺、窃盗、強姦致傷、強盗未遂、強盗致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	天野積雄	六・二七	二	棄却	一八七
昭和三四年(す)	一八二	傷害被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	小沢忠雄外一名	六・三〇	三	棄却	一九五
昭和三四年(す)	一八七	詐欺、横領被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	深町(増島)良平(一郎)	六・三〇	三	棄却	一九八
		死亡					
昭和三三年(あ)	七一二	収賄	福田直一	六・一二	二	棄却	大阪高	二〇一

昭和三四年(あ)	八七一	賍物運搬	柴原栄二	六・一五	一	棄却	大阪高	二〇三
昭和三四年(あ)	一一一八	住居侵入、強盗未遂、恐喝	鈴木閑	六・二九	一	棄却	東京高	二〇五
昭和三〇年(あ)	二五〇四	道路交通取締法違反	佐々木啓司	六・三〇	三	棄却	大阪高	二〇七
昭和三四年(あ)	一一三八	有価証券偽造、同行使、詐欺	中野茂夫	六・三〇	一	棄却	名古屋高	二〇九
		その他						
昭和三四年(す)	一四五	麻薬取締法違反被告事件につきなした上告棄却決定に対する特別抗告の申立	洪石頭	六・四	三	棄却		二一一
昭和三四年(す)	一六三	恐喝被告事件についてなした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立	中谷伊左男	六・一九	二	棄却		二一六
昭和三四年(す)	一七二	麻薬取締法違反被告事件につきなした上告棄却決定に対する特別抗告申立棄却の決定に対する異議の申立	洪石頭	六・二三	三	棄却		二一七
昭和三四年(す)	一四九	再審請求を棄却した決定に対する即時抗告の申立	花桐岩吉	六・二四	一	棄却		二二二
昭和三四年(す)	一八三	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件について、裁判官斎藤悠輔に対する忌避の申立	海野普吉外七名(坂田茂外六名)	六・二五	大	却下		二二五
昭和三四年(す)	一六五	強姦未遂、住居侵入傷害等被告事件についてなした保釈請求却下の決定に対する異議の申立	谷村朝光	六・三〇	三	棄却		二三八

昭和三四年(す)	一七八	放火被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する即時抗告の申立	伊藤農夫	六・三〇	三	棄却	二四一

刑事成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)六一一	さけ、ます流網漁業等取締規則違反	鈴木作太郎	六・二	三	棄却	札幌高	一一二
昭和三四年(あ)四八九	賍物故買、賍物牙保	林春好	六・三	一	棄却	大阪高	一一四
昭和三四年(あ)五〇八	傷害	富樫喜太郎	六・四	一	棄却	仙台高秋田支	一一六
昭和三四年(あ)六四三	千葉県海面漁業調整規則違反	間門金蔵	六・四	一	棄却	東京高	一一八
昭和三四年(あ)五〇五	公職選挙法違反	藤井順治	六・九	一	棄却	仙台高秋田支	一二〇
昭和三四年(あ)五五七	贈賄	太田良三	六・九	一	棄却	大阪高	一二二
昭和三四年(あ)六〇三	公職選挙法違反	中村和男	六・九	一	棄却	名古屋高	一二四
昭和三四年(あ)六五二	詐欺	飛鷹知子	六・一二	二	棄却	高松高	一二六
昭和三四年(あ)六六一	公職選挙法違反	橋本和人	六・一二	二	棄却	福岡高	一二七

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十四年七月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（二日―三〇日）……（二五件）……頁 一
決　定（1）……（一日―一六日）……（八六件）……五
決　定（2）……（一七日―三一日）……（六四件）……一三
雑　（全）……（二日―三〇日）……（六五件）……一九
不成立（全）……（一日―三〇日）……（九件）……二七

昭和三四年(あ)　七五二	外国為替及び外国貿易管理法違反	前田睦臣	六・二二一	二棄却	福岡高	一二九
昭和二九年(あ)三六八〇	薬事法違反	俞昌霖	六・二三三	三棄却	広島高	一三一
昭和三〇年(あ)　三一六	外国為替及び外国貿易管理法違反	凌大波	六・二三三	三棄却	東京高	一三三
昭和三四年(あ)　七九四	出入国管理令違反幇助、関税法違反	金君七外一名	六・二三三	三棄却	広島高松江支	一三五
昭和三二年(あ)　八四七	贈賄	中西初子	六・三〇	三棄却	東京高	一三七
昭和三四年(あ)　八四四	公職選挙法違反	鴨田義久	六・三〇	三棄却	東京高	一三九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)二五三三	公文書偽造、同行使、外国人登録法違反	飯島伝三郎	七・二	一	棄却	東京高	二六三
昭和三一年(あ)四六二九	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害	浦本由男外三名	七・三	二	棄却	福岡高	二七〇
昭和三二年(あ)三〇九	爆発物取締罰則違反	金原厚外二名	七・三	二	棄却	東京高	二八九
昭和三二年(あ)一四〇七	覚せい剤取締法違反	李仲峰	七・三	二	棄却	東京高	二九四
昭和三三年(あ)二三〇九	賍物寄蔵	アロンゾ・ビー・シヤタツク	七・三	二	棄却	東京高	三〇〇
昭和三四年(あ)三七六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	高木光士	七・七	三	棄却	東京高	三〇四
昭和三四年(あ)五七三	恐喝、傷害	加々美正義	七・七	三	棄却	東京高	三一四
昭和三四年(あ)六九〇	住居侵入、窃盗	広田信	七・七	三	棄却	東京高	三一八
昭和三三年(あ)四一一	歯科医師法違反	片岡太一	七・八	大	棄却	大阪高	三二二

昭和二七年(あ)四六八九	有価証券偽造、同交付、私文書偽造行使、詐欺、公私文書偽造行使、公正証書原本不実記載行使、偽造有価証券交付、同幇助	辻	外一名章	七・一四	三
昭和二九年(あ)二四一一	入札談合、贈賄	島田政五郎		七・一四	三
昭和三一年(あ)二〇七七	詐欺	井坂猛		七・一四	三
昭和三四年(あ)七七二	業務上過失致死	望月徳次		七・一四	三
昭和三四年(あ)六三三	モーターボート競走法違反	鮫島義春		七・一六	一
昭和三四年(あ)四六三	贈賄	加来寿市		七・二三	一
昭和三一年(あ)二九六六	覚せい剤取締法違反	金奉生		七・二四	二
昭和三一年(あ)四五四七	業務上過失傷害、道路交通取締法違反、要保護者遺棄	黄成達		七・二四	二
昭和三二年(あ)六八	爆発物取締罰則違反、住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反、脅迫	内田三代次	外一名	七・二四	二
昭和三二年(あ)九九五	殺人	神田正五		七・二四	二
昭和三二年(あ)一〇八二	殺人	山下文夫		七・二四	二

昭和三四年(あ)七七〇	窃盗	八木沼春雄		七・二四	二
昭和三四年(あ)七七四	外国人登録法違反	孫今順		七・二四	二
昭和三四年(あ)七八五	常習賭博	円井正雄		七・二四	二
昭和三三年(あ)九〇〇	贈賄	小畑義彦		七・三〇	一
昭和三三年(あ)一五三七	公務執行妨害、傷害	武藤和三郎	外十一名	七・三〇	一

棄却	東京高	四二七	棄却	東京高	四三〇
棄却	名古屋高	四三四	棄却	名古屋高	四三四
破棄自判	大阪高	四三七	破棄自判	大阪高	四三七
棄却	東京高	四三〇	棄却	東京高	四三〇
棄却	名古屋高	四三四	棄却	名古屋高	四三四
破棄自判	大阪高	四三七	破棄自判	大阪高	四三七
棄却	東京高	四二七	棄却	東京高	四三〇
棄却	名古屋高	四三四	棄却	名古屋高	四三四
破棄自判	大阪高	四三七	破棄自判	大阪高	四三七

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)一八五四	窃盗、外国人登録法違反	周英浩	七・一二	一	棄却	東京高	一
昭和三三年(あ)二四三六	商法違反	大村捨吉外一名	七・二二	一	棄却	名古屋高	九
昭和三三年(あ)二七〇九	入場税法違反	小森周男外一名	七・二二	一	棄却	名古屋高	一六
昭和三三年(あ)二七一四	労働基準法違反	藪清紡織株式会社外二名	七・二二	一	棄却	大阪高	二二
昭和三三年(あ)二七一七	恐喝	浜中兼光	七・二二	一	棄却	大阪高	二五
昭和三四年(あ)八	強盗強姦	中山晋	七・二二	一	棄却	福岡高	三一
昭和三四年(あ)六五	放火、詐欺、同未遂	南沢助松	七・二二	一	棄却	東京高	三九
昭和三四年(あ)八三	中型機船底曳網漁業取締規則違反、電波法違反	大元勝美	七・二二	一	棄却	高松高	七九
昭和三四年(あ)一七二	殺人	森実恒吉	七・二二	一	棄却	高松高	八三

昭和三四年(あ)	二四一	横	領	木本常記	七・二	一	棄却	福岡高	九三
昭和三四年(あ)	三二六	詐欺、贈賄	川崎淑男 外一名	七・二	一	棄却	東京高	九九	
昭和三一年(あ)	三二一一	恐喝、貸金業等の取締に関する法律違反	福永定治 外一名	七・三	二	棄却	宮崎支	一一一	
昭和三一年(あ)	四〇三六	覚せい剤取締法違反	宮口義夫	七・三	二	棄却	名古屋高金沢支	一三四	
昭和三二年(あ)	九一〇	監禁	長谷川宏	七・三	二	棄却	高松高	一四〇	
昭和三二年(あ)	一五二九	過失傷害	鈴木正男	七・三	二	棄却	東京高	一四五	
昭和三二年(あ)	一八〇七	強盗致傷	黒沢竜司	七・三	二	棄却	札幌高	一五一	
昭和三四年(あ)	五九四	窃盗	西村重徳	七・三	二	棄却	名古屋高	一五五	
昭和三四年(あ)	六一八	強姦致傷	加賀田広	七・三	二	棄却	福岡高	一六六	
昭和三四年(あ)	六七七	強盗、住居侵入	田賀佐典	七・三	二	棄却	東京高	一七二	
昭和三四年(あ)	六八一	暴力行為等処罰に関する法律違反、たばこ専売法違反、傷害	島田儀雄	七・三	二	棄却	東京高	一七五	

昭和三二年(あ)	二五〇五	殺人	千葉毅	七・六	二	棄却	仙台高	一七八	
昭和三一年(あ)	四一二	酒税法違反	宋万永	七・七	三	棄却	仙台高	一八三	
昭和三一年(あ)	五〇八	詐欺	栗原啓二郎	七・七	三	棄却	東京高	一九九	
昭和三一年(あ)	九六八	脅迫	多胡昭夫	七・七	三	棄却	広島高岡山支	二〇五	
昭和三一年(あ)	二二九四	窃盗、強姦致傷	朴正吉 外三名	七・七	三	棄却	仙台高秋田支	二二一	
昭和三一年(あ)	二三三九	強姦、強姦致傷	梯谷邦敏 外三名	七・七	三	棄却	仙台高	二二七	
昭和三一年(あ)	二三八三	威力業務妨害、傷害、公務執行妨害	海保洋司	七・七	三	棄却	東京高	二三八	
昭和三一年(あ)	二九五六	公務執行妨害、鉄砲刀剣類等所持取締令違反	小林勝 外一名	七・七	三	棄却	東京高	二五〇	
昭和三一年(あ)	三〇五〇	窃盗	賀島重義	七・七	三	棄却	大阪高	二六一	
昭和三一年(あ)	三八二五	関税法違反、詐欺	中島良智	七・七	三	棄却	東京高	二七一	
昭和三四年(あ)	二五三	強姦、窃盗	朴太守	七・七	三	棄却	大阪高	二七九	

昭和三四年(あ)	三六八	窃盗	川井幸正	七・七	三	棄却	札幌高	二八三	
昭和三四年(あ)	四六一	傷害致死	松谷正司	七・七	三	棄却	広島高	二八六	
昭和三四年(あ)	四九九	有価証券偽造、同行使	梶原敏明	七・七	三	棄却	福岡高	二八九	
昭和三四年(あ)	五六七	傷害、詐欺	呂貞孝	七・七	三	棄却	札幌高	二九六	
昭和三四年(あ)	五七五	特別公務員暴行	長谷川竜平	七・七	三	棄却	東京高	二九九	
昭和三四年(あ)	六二九	公職選挙法違反	高岡清人	七・七	三	棄却	福岡高	三〇二	
昭和三四年(あ)	六四二	宅地建物取引業法違反	川頭操	七・七	三	棄却	高松高	三〇五	
昭和三四年(あ)	六五六	殺人	長谷川喜広	七・七	三	棄却	大阪高	三〇八	
昭和三四年(あ)	六七五	窃盗	渡辺吉政	七・七	三	棄却	東京高	三一一	
昭和三四年(あ)	六七八	業務上横領	三宅義男	七・七	三	棄却	東京高	三一五	
昭和三一年(あ)	三八六一	有印公文書偽造、同行使、偽造有価証券行使、詐欺	浜田要	七・八	二	棄却	東京高	三一九	

昭和三三年(あ)	二三三九	詐欺	依田哲郎	七・九	一	棄却	東京高	三一三	
昭和三四年(あ)	五四	詐欺	宇佐見徳	七・九	一	棄却	東京高	三一九	
昭和三四年(あ)	三〇八	業務上横領	脇巍	七・九	一	棄却	名古屋高	三二三	
昭和三四年(あ)	三四二	入場税法違反	江上きく	七・八	一	棄却	札幌高函館支	三三六	
昭和三四年(あ)	三五四	業務上横領、商法違反、公正証書原本不実記載、同行使、有価証券虚偽記入、同行使	阪上信章	七・九	一	棄却	大阪高	三三九	
昭和三四年(あ)	三六九	児童福祉法違反	烏谷数雄	七・九	一	棄却	高松高	三四二	
昭和三四年(あ)	三七七	強盗傷人、住居侵入、強盗強姦未遂、強盗未遂、窃盗、詐欺、傷害	杉本善信	七・九	一	棄却	東京高	三四七	
昭和三四年(あ)	三八六	麻薬取締法違反	呉栄吉	七・九	一	棄却	東京高	三五一	
昭和三四年(あ)	四〇一	暴行、住居侵入、脅迫	遠藤勇	七・九	一	棄却	広島高松江支	三五四	
昭和三四年(あ)	四四四	詐欺	康性俊	七・九	一	棄却	東京高	三五八	
昭和三四年(あ)	四八七	賍物故買	朴琦浩	七・九	一	棄却	大阪高	三六三	

昭和三四年(あ)	四九七	強姦致傷	新井安司	七・九	一	棄却	東京高	三六七	
昭和三四年(あ)	五二一	非現住建造物放火	名倉利弘	七・九	一	棄却	大阪高	三七〇	
昭和三四年(あ)	五四一	公職選挙法違反	渡辺喜野平	七・九	一	棄却	広島高岡山支	三七四	
昭和三四年(あ)	五七〇	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、鉄砲刀剣類等所持取締令違反	砂岡庄一郎	七・九	一	棄却	東京高	三七七	
昭和三四年(あ)	六〇〇	暴行、傷害	日向賢	七・九	一	棄却	広島高岡山支	三八一	
昭和三四年(あ)	六一二	売春防止法違反	崔雲三	七・九	一	棄却	大阪高	三八四	
昭和三四年(あ)	六一五	強盗致傷	上島収	七・九	一	棄却	福岡高	三八七	
昭和三一年(あ)	三四四二	背任、横領	長瀬稲作	七・一〇	二	棄却	東京高	三九〇	
昭和三一年(あ)	一八二四	窃盗	出口外二名清	七・一四	三	棄却	大阪高	三九五	
昭和三一年(あ)	二〇一五	業務上過失致死傷	品川義夫	七・一四	三	棄却	福岡高	三九九	
昭和三一年(あ)	二七九	強盗、窃盗	小西昌美	七・一四	三	棄却	福岡高	四〇四	

昭和三三年(あ)	二一〇八	収賄	星野昭雄	七・一四	三	棄却	東京高	四〇七	
昭和三四年(あ)	二八二	公職選挙法違反	早水鉄之助	七・一四	三	棄却	名古屋高金沢支	四一三	
昭和三四年(あ)	五九六	酒税法違反	文炳圭	七・一四	三	棄却	仙台高	四一五	
昭和三四年(あ)	六〇二	窃盗	佐々木明	七・一四	三	棄却	名古屋高	四二一	
昭和三四年(あ)	七〇〇	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	木村実	七・一四	三	棄却	名古屋高	四二五	
昭和三四年(あ)	七三三	窃盗	長谷川松由	七・一四	三	棄却	大阪高	四三〇	
昭和三四年(あ)	七四一	横領	湯川節雄	七・一四	三	棄却	大阪高	四三三	
昭和三四年(あ)	七七一	詐欺	増田武三	七・一四	三	棄却	東京高	四三六	
昭和三四年(あ)	三二三	薬事法違反、商標法違反	黄存外一名筆	七・一六	一	棄却	東京高	四五二	
昭和三四年(あ)	四二二	傷害、脅迫	長島良作	七・一六	一	棄却	東京高	四五六	
昭和三四年(あ)	四二八	自転車競技法違反	寺沢外一名清	七・一六	一	棄却	仙台高	四六二	

昭和三四年(あ) 四二九	詐欺	荒木一新	七・一六	一	棄却	福岡高	四六五
昭和三四年(あ) 四八九	賍物故買	十川秋郎	七・一六	一	棄却	大阪高	四六九
昭和三四年(あ) 五三五	道路交通取締法違反、重過失傷害	藤川芳男	七・一六	一	棄却	東京高	四七二
昭和三四年(あ) 五六五	窃盗	松田幸雄	七・一六	一	棄却	名古屋高金沢支	四七九
昭和三四年(あ) 六四〇	賍物故買	山地憲三	七・一六	一	棄却	大阪高	四八一
昭和三四年(あ) 六五七	自転車競技法違反	井村和民	七・一六	一	棄却	大阪高	四八五
昭和三四年(あ) 六八〇	詐欺、横領	三井淳司	七・一六	一	棄却	札幌高	四八八
昭和三四年(あ) 六八八	賍物牙保、賍物故買	中山信夫	七・一六	一	棄却	東京高	四九一
昭和三四年(あ) 六九五	住居侵入、強姦未遂	伊井澄雄	七・一六	一	棄却	広島高岡山支	四九四
昭和三四年(あ) 七〇一	詐欺、業務上横領	倉田勤	七・一六	一	棄却	名古屋高	四九七
昭和三四年(あ) 七四二	業務上過失致死	上山忠由	七・一六	一	棄却	大阪高	五〇一

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ) 七六四	傷害、食糧管理法違反、公務執行妨害	前川英忠	七・一七	棄却	広島高岡山支	一
昭和三三年(あ)二一三三	強盗殺人、死体遺棄	藪内秀弘	七・一七	棄却	名古屋高	五
昭和三四年(あ) 五一六	窃盗	横関滋	七・一七	棄却	札幌高	二二
昭和三四年(あ) 五四五	恐喝	歌野亘	七・一七	棄却	福岡高	二六
昭和三四年(あ) 五八三	横領	岡本薫宜	七・一七	棄却	大阪高	二九
昭和三四年(あ) 六〇四	食糧管理法違反	岡崎始	七・一七	棄却	広島高岡山支	三二
昭和三四年(あ) 六三四	窃盗	奥村明司	七・一七	棄却	福岡高	三五
昭和三四年(あ) 六五五	麻薬取締法違反	張福万 外一名	七・一七	棄却	福岡高	三八
昭和三四年(あ) 六九三	贈賄、詐欺、加重収賄	浜中繁雄 外一名	七・一七	棄却	札幌高	四三

昭和三四年(あ)	七四三	麻薬取締法違反	郭	彩雲	七・一七	二	棄却	大阪高	五一
昭和三四年(あ)	八二六	賍物故買	西田	共一	七・一七	二	棄却	大阪高	五四
昭和三二年(あ)	一三七三	業務上過失致死、傷害	佐々木	忠三	七・二〇	二	棄却	広島高松江支	五八
昭和三四年(あ)	六七二	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、職業安定法違反	広岡	キヨ	七・二〇	二	棄却	札幌高	六二
昭和三四年(あ)	六七四	窃盗未遂	金	飯植	七・二〇	二	棄却	東京高	六五
昭和三四年(あ)	七六九	殺人	坂野	喜元	七・二〇	二	棄却	仙台高	六八
昭和三四年(あ)	六三八	軽犯罪法違反	小田桐	敏雄	七・二一	二	棄却	札幌高函館支	七一
昭和三四年(あ)	六八六	恐喝	野口	四郎	七・二一	二	棄却	東京高	七四
昭和三二年(あ)	六九九	関税法違反	横田	克巳	七・二三	二	棄却	広島高岡山支	七九
昭和三三年(あ)	二三二〇	業務上過失傷害	越智	梅雄	七・二三	一	棄却	高松高	八二
昭和三四年(あ)	三三二	詐欺、業務上横領、横領	加藤	安茂	七・二三	一	棄却	札幌高函館支	八六

昭和三四年(あ)	四〇六	詐欺	福田	武雄	七・二三	一	棄却	大阪高	九三
昭和三四年(あ)	四七八	横領、脅迫、変造私文書行使詐欺、同未遂	上鍋	譲太郎	七・二三	一	棄却	大阪高	一〇七
昭和三四年(あ)	五五四	窃盗	佐伯	文彦	七・二三	一	棄却	大阪高	一一七
昭和三四年(あ)	五六八	業務上過失致傷	大沼	養三郎	七・二三	一	棄却	札幌高	一二〇
昭和三一年(あ)	三五一九	収賄	石井	勇外一名	七・二四	二	棄却	東京高	一二五
昭和三一年(あ)	四二五三	常習賭博	熊谷	孝司	七・二四	二	棄却	広島高岡山支	一三四
昭和三一年(あ)	四四〇二	業務上横領	飯田	昇	七・二四	二	棄却	大阪高	一三七
昭和三一年(あ)	四四七四	暴行、有価証券偽造、同行使	上原	忠男	七・二四	二	棄却	広島高松江支	一四五
昭和三一年(あ)	四五九九	公務執行妨害	中沢	賢一	七・二四	二	棄却	東京高	一四八
昭和三二年(あ)	二六七	収賄	辺見	正平	七・二四	二	棄却	東京高	一五五
昭和三二年(あ)	三七五	賍物故買、賍物寄蔵	吉田	耕作	七・二四	二	棄却	広島高岡山支	一六三

昭和三二年(あ)	四九〇	横	領	朝	隈	達也	七・二四	二	棄却	大阪高	一六六
昭和三二年(あ)	六〇〇	傷害、恐	喝	山	口	清英	七・二四	二	棄却	福岡高	一七二
昭和三二年(あ)	一一四八	背	任	松	隈	外一名薫	七・二四	二	棄却	福岡高	一七七
昭和三二年(あ)	一二二〇	往来妨害		明	和	菊二	七・二四	二	棄却	名古屋高金沢支	一八一
昭和三二年(あ)	一三〇二	詐欺		佐	藤	弥太郎	七・二四	二	棄却	仙台高秋田支	一八五
昭和三二年(あ)	一八七二	傷害、暴行		岡	本	静一	七・二四	二	棄却	広島高	一九四
昭和三四年(あ)	三九〇	強姦致傷		小	塚	賢治	七・二四	二	棄却	名古屋高	二一八
昭和三四年(あ)	五一九	秋文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使		高	堀	修司	七・二四	二	棄却	大阪高	二二一
昭和三四年(あ)	五六六	公職選挙法違反		丸	小	一出彦	七・二四	二	棄却	札幌高	二二四
昭和三四年(あ)	六〇一	脅迫、暴行		新	沖	健次	七・二四	二	棄却	広島高岡山支	二二八
昭和三四年(あ)	六一〇	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載偽造公文書行使、詐欺		桑	高	健治	七・二四	二	棄却	札幌高函館支	二三一

昭和三四年(あ)	六四一	モーターボート競走法違反		大	西	覚	七・二四	二	棄却	高松高	二三五
昭和三四年(あ)	六五〇	窃盗、強盗未遂		山	本	信夫	七・二四	二	棄却	高松高	二三九
昭和三四年(あ)	六七一	傷害		荒	川	弘道	七・二四	二	棄却	福岡高	二五六
昭和三四年(あ)	六八九	麻薬取締法違反		青	山	幸雄	七・二四	二	棄却	東京高	二六〇
昭和三四年(あ)	七四〇	業務上過失致死、業務上過失傷害		阪	口	昇	七・二四	二	棄却	大阪高	二六四
昭和三四年(あ)	七六一	公職選挙法違反		川	本	与三郎	七・二四	二	棄却	大阪高	二六七
昭和三四年(あ)	七六六	業務妨害、威力業務妨害、銃砲刀剣類等所持取締法違反		友	森	右太郎	七・二四	二	棄却	広島高岡山支	二七〇
昭和三四年(あ)	七九六	公職選挙法違反		山	口	健四郎	七・二四	二	棄却	仙台高秋田支	二七四
昭和三四年(あ)	七九八	業務上横領、窃盗		伊	藤	米治	七・二四	二	棄却	仙台高秋田支	二七八
昭和三四年(あ)	八二八	強姦致傷		上	田	登	七・二四	二	棄却	大阪高	二八一
昭和三四年(あ)	八六三	詐欺		恩	河	博通	七・二四	二	棄却	東京高	二八四

昭和三三年(あ)二四五四	詐欺、公正証書原本不実記載、同行使	森山作次外一名	七・三〇	一	棄却	高松高	二八八
昭和三三年(あ)二六一七	外国為替及び外国貿易管理法違反	高奎三	七・三〇	一	棄却	福岡高	二九五
昭和三四年(あ)一五五	詐欺、有価証券偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使、詐欺	戸川毅一外二名	七・三〇	一	棄却	東京高	三〇二
昭和三四年(あ)二八六	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	五藤麟吉外一名	七・三〇	一	棄却	高松高	三〇九
昭和三四年(あ)四一四	特別公務員暴行陵虐、特別公務員暴行	三村要外二名	七・三〇	一	棄却	東京高	三一五
昭和三四年(あ)五一一	農業協同組合法違反、背任	田中浅治	七・三〇	一	棄却	福岡高	三二三
昭和三四年(あ)五六二	業務上過失致死	多保田末雄	七・三〇	一	棄却	名古屋高金沢支	三二八
昭和三四年(あ)五九七	業務上過失傷害	高田安一	七・三〇	一	棄却	高松高	三三五
昭和三四年(あ)六九二	誣告	渋谷銀蔵	七・三〇	一	棄却	福岡高	三三八
昭和三四年(あ)七七六	麻薬取締法違反	松田才二外一名	七・三〇	一	棄却	東京高	三四二
昭和三四年(あ)五七七	物品税法違反	舟津満	七・三一	二	棄却	東京高	三四九

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
再審請求							
昭和三四年(き)一〇	公職選挙法違反被告事件につきなした上告棄却の確定決定に対する再審請求の申立	松田万蔵	七・一四	三	棄却		二四三
昭和三四年(き)九	私文書偽造同行使詐欺業務上横領被告事件につきなした上告棄却の確定決定に対する再審請求の申立	粟野義雄	七・二四	二	棄却		二四六
判決訂正							
昭和三四年(み)一〇	現住建造物放火未遂、非現住建造物放火未遂、脅迫、器物毀棄被告事件についてなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	東（杉）中光雄谷隆志外五名	七・七	三	棄却		二五四
特別抗告							
昭和三四年(し)三二	再審請求事件につきなした即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	高橋寛次	七・八	三	棄却	大阪高	二五九
昭和三四年(し)三八	詐欺被告事件につきなした保釈請求却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	青木操	七・九	一	棄却	東京高	二六五
昭和三四年(し)二三	詐欺、暴行被告事件の有罪判決にかかる裁判の解釈を求める申立事件につきなした申立棄却決定に対する異議申立を棄却する決定に対する特別抗告の申立	八鍬儀人	七・一〇	二	棄却	仙台高	二六九

昭和三四年(し)	三七	詐欺等被告事件にかかる勾留取消請求の却下決定に対する抗告事件につきなした即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	伊藤一則	七・一四	三	棄却	名古屋高	二七三
昭和三四年(し)	四〇	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告申立	古橋惣一	七・二〇	三	棄却	福岡高	二八一

訴訟費用

昭和三四年(わ)	一九一	恐喝、殺人、住居侵入、窃盗	梁秉熙	七・二	一	免除		二八五
昭和三四年(あ)	一九六	詐欺	小松孝	七・六	一	免除		二八六
昭和三四年(わ)	一九〇	詐欺	吉田末吉	七・七	三	免除		二八七
昭和三四年(わ)	一九七	麻薬取締法違反	洪石頭	七・七	三	免除		二八八
昭和三四年(わ)	一九八	放火	伊藤農夫	七・七	三	免除		二八九
昭和三四年(わ)	二〇〇	賍物運搬	大原滝雄	七・九	一	免除		二九〇
昭和三四年(わ)	一三二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	李霽雨	七・一〇	一	免除		二九一
昭和三四年(わ)	一三五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	金順南	七・一〇	一	免除		二九三

昭和三四年(わ)	一三六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	金日泰	七・一〇	一	免除		二九五
昭和三四年(わ)	一三七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	李南伊	七・一〇	一	免除		二九七
昭和三四年(わ)	一三八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁、強要、住居侵入、傷害	金乙連	七・一〇	一	免除		二九九
昭和三四年(わ)	一三九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁、強要、住居侵入、傷害	陳祥鳳	七・一〇	一	免除		三〇一
昭和三四年(わ)	一四〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	朴栄培	七・一〇	一	免除		三〇三
昭和三四年(わ)	一四一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁、強要、住居侵入、傷害	金鐘寿	七・一〇	一	免除		三〇五
昭和三四年(わ)	一四二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	金英洙	七・一〇	一	免除		三〇七
昭和三四年(わ)	一四三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	朴栄徳	七・一〇	一	免除		三〇九
昭和三四年(わ)	一四四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	呉大俊	七・一〇	一	免除		三一一
昭和三四年(わ)	一六〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	李起栄	七・一〇	一	却下		三一三
昭和三四年(わ)	一六一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	尹一模	七・一〇	一	免除		三一五

昭和三四年(ワ) 一九四	強盗致傷	岡部清	七・一〇	三	免除	三三七
昭和三四年(ワ) 一七一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	金晩昌	七・一〇	一	却下	三三五
昭和三四年(ワ) 一七〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	河順千	七・一〇	一	免除	三三三
昭和三四年(ワ) 一六九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁、強要	白南植	七・一〇	一	免除	三三一
昭和三四年(ワ) 一六八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	趙東圭	七・一〇	一	免除	三二九
昭和三四年(ワ) 一六七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	鄭孟祚	七・一〇	一	免除	三二七
昭和三四年(ワ) 一六六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害、放火未遂、爆発物取締罰則違反、器物損壊	金基昊	七・一〇	一	免除	三二五
昭和三四年(ワ) 一六五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	梁在義	七・一〇	一	免除	三二三
昭和三四年(ワ) 一六四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	張白樹	七・一〇	一	免除	三二一
昭和三四年(ワ) 一六三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	呉元錫	七・一〇	一	免除	三一九
昭和三四年(ワ) 一六二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、住居侵入、傷害	金寿興	七・一〇	一	免除	三一七

昭和三四年(ワ) 六〇六	殺人	立田節郎	七・一〇	一	負担	三一八
昭和三四年(ワ) 二〇五	爆発物取締罰則違反	金原外二名厚	七・一三	二	免除	三三九
昭和三四年(ワ) 二〇三	恐喝	関塚英夫	七・一五	一	免除	三四〇
昭和三四年(ワ) 二〇六	殺人	森実恒吉	七・一六	一	免除	三四一
昭和三四年(ワ) 二〇八	窃盗	佐々木一成	七・一六	一	免除	三四二
昭和三四年(ワ) 二〇九	強盗殺人、同未遂	大久保公文	七・二〇	三	免除	三四三
昭和三四年(ワ) 二一〇	殺人、傷害	古久保順一	七・二〇	三	免除	三四四
昭和三四年(ワ) 二一二	放火、詐欺、詐欺未遂	南沢助松	七・二三	一	免除	三四五
昭和三四年(ワ) 二一三	秋文書偽造、同行使、詐欺	尾方明	七・二七	一	棄却	三四六
昭和三四年(ワ) 二一二	賍物故買	羽田清蔵	七・三〇	一	免除	三四七

異議申立

昭和三四年(す)	一九七	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	森(朴)洙鋼	平	七・九	一	棄却
昭和三四年(す)	一九九	強盗殺人、住居侵入被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	平野享		七・一〇	二	棄却
昭和三四年(す)	二〇七	業務上横領、有価証券偽造被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	小(酒)井正男	原正列	七・一〇	二	棄却
昭和三四年(す)	一九三	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	坂井三平		七・一四	三	棄却
昭和三四年(す)	二〇三	覚せい剤取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	宋子吉		七・一四	三	棄却
昭和三四年(す)	二二〇	強盗傷人、住居侵入、強盗強姦未遂、強盗未遂、詐欺、傷害被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	杉本善信		七・二三	一	棄却
昭和三四年(す)	二二一	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	深(康)町性良	平俊	七・二三	一	棄却
昭和三四年(す)	二一八	強姦致傷被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	加賀田広		七・二四	二	棄却
昭和三二年(あ)	一三七八	横	嶋野	実	七・一七	二	棄却
							大阪高
							三七六

死亡

その他

昭和三四年(す)	一八九	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件につき裁判官田中耕太郎を忌避する申立	海野(坂田)普吉	普吉外二十一名(茂)外六名	七・一	大	却下
昭和三四年(す)	一九八	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件につきなした裁判官斎藤悠輔に対する忌避申立却下決定に対する異議の申立	海野普吉(坂田茂)外七名外六名		七・一	大	棄却
昭和三四年(す)	二〇六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使被告事件について当裁判所裁判官東京大学出身の裁判官全員を忌避する申立	高木光士		七・七	三	却下
昭和三四年(す)	二一二	放火被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立棄却の決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	伊藤農夫		七・一四	三	棄却
昭和三四年(す)	二一六	関税法違反、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	斎藤(中島)素雄良智	外一名	七・二〇	三	棄却
昭和三四年(す)	二一七	強盗強姦被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	中山晋		七・二〇	一	棄却
昭和三四年(す)	二二四	有価証券偽造、同行使被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	梶原敏明		七・二〇	三	棄却
昭和三四年(す)	二〇八	窃盗被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立の棄却決定に対する異議申立	寺井一馬		七・二四	二	棄却
							四〇七

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)八三七	有印私文書偽造、同行使、詐欺	井水義夫	七・一	二	棄却	東京高	一四一
昭和三四年(あ)八七八	業務上過失傷害	吉岡信男	七・三	二	棄却	大阪高	一四二
昭和三四年(あ)七六七	単純収賄	岩崎汎	七・七	三	棄却	広島高岡山支	一四三
昭和三四年(あ)五二七	収賄	関口真二外一名	七・一五	一	棄却	名古屋高	一四五
昭和三四年(あ)八九二	業務上失火	伊藤富美子	七・一五	一	棄却	仙台高	一四七
昭和三四年(あ)九〇一	関税法違反	加藤早百合	七・一五	一	棄却	仙台高秋田支	一四九
昭和三四年(あ)九七〇	住居侵入	萩原俊彦	七・三〇	一	棄却	広島高岡山支	一五一
昭和三四年(あ)九八七	公職選挙法違反	内田作平	七・三〇	一	棄却	東京高	一五三
昭和三四年(あ)一〇四七	詐欺	稲葉宏	七・三〇	一	棄却	東京高	一五五